

豊中市第五次障害者長期計画

令和2年度(2020年度)実施状況報告書



令和3年(2021年)10月

豊中市

目次

“互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち”をめざして

本報告書の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間	1
計画の基本理念	2

施策の体系

3

令和元年度豊中市組織機構図（抜粋）

4

豊中市の現状

5

(1) 人口の状況	6
(2) 障害のある人の状況	7
(3) 障害のある人の人数についての今後の見通し	13

計画掲載主要事業の実施状況（詳細）

14

一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会	14
(1) 相談支援	14
(2) 権利擁護	15
(3) 障害者差別解消の取組・啓発交流	16
一人ひとりが輝くための自立と社会参加	18
(1) 療育・教育	18
(2) 雇用・就労	22
(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動	24
支えあい安心して暮らせる地域生活	25
(1) 保健・医療	25
(2) 自立した生活の支援	27
(3) 生活環境	32
(4) 地域福祉の充実・生活安全対策	33
計画の推進体制と進行管理	36

資料

38

障害福祉計画における見込量と利用実績の比較	38
「豊中市手話言語アクションプラン」の達成目標と実績の比較	41

“互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち”をめざして



本報告書の趣旨

本市では、「豊中市第四次障害者長期計画」の計画期間が平成29年度（2017年度）をもって終了することから、豊中市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくとともに、地域包括ケアシステム・豊中モデルを推進するため、新たに平成30年度（2018年度）を初年度とした「豊中市第五次障害者長期計画」を策定いたしました。

本書は、この趣旨に基づき、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される豊中市障害者施策推進協議会及び豊中市障害者自立支援協議会のご意見・ご提案をいただきながら、本市の障害者施策に関わる事業の実施状況と課題、今後の取組等をまとめ、施策の充実・見直しについて検討を進めるため作成したものです。



計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるもので、国や大阪府の定める計画等の内容を十分にふまえながら、「豊中市総合計画」の具体的な分野別計画として位置づけ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



計画の対象

計画の推進には障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。そのため、この計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、活動するすべての市民を対象とします。



計画の期間

平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間とします。



計画の基本理念

「障害を理由とする差別の解消の推進」「地域包括ケアシステムを活かした、障害のある人の地域生活の支援」といった施策全体を通じた課題は、これまで実施してきた各施策を通じた新たな横断的な課題であり、取組の方向性の確認や手法の見直し等を行うとともに、施策全体に対して横断的な課題である「地域包括ケアシステムの構築」や「差別を理由とする差別の解消」等、社会動向や新たな法整備等をふまえ施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

そこで、本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における濃密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念

◆障害の有無によらず、だれもが互いを尊重しあうまち

障害のある人もない人も、みんなが地域社会を構成する一員として尊重され、障害を理由とする差別や障害に対する偏見のないまちをつくります。

◆だれもが自分らしい生活を実現できるまち

障害のある人が当たり前自分らしい生活を主体的に選択、決定し、地域社会の中で質の高い生活を送り、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくります。

◆みんなで支えあい、安心して暮らせるまち

「支える人」「支えられる人」といった固定的な捉え方から、一人ひとりが地域社会を構成する一員として支えあい、相応の役割を担えるまちづくりを進めます。

また、フォーマル・インフォーマルによる多様な制度・サービスの中から最も適したサービスを活用し、生活基盤やサービスの一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

目標像

「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」

施策の体系

〔障害者長期計画の施策の体系〕

【基本理念】

【大分類】

【中分類】

【小分類】

互いを認め支えあい、
だれもが輝けるまち

基本目標 1

一人ひとりが
尊重され、
ともに生きる
社会

(1) 相談支援

- ①相談支援体制づくり
- ②相談支援事業の充実

(2) 権利擁護

- ①権利擁護の推進、虐待の防止
- ②意思決定支援の推進
- ③社会参加の促進

(3) 障害者差別解消の
取組・啓発交流

- ①障害者差別解消法に基づく取組の推進
- ②福祉教育の推進

基本目標 2

一人ひとりが
輝くための
自立と社会参
加

(1) 療育・教育

- ①障害の早期の気づき・療育体制の充実
- ②障害のある子どもの子育て支援
- ③学校教育における内容の充実
- ④教育施設の整備・充実
- ⑤進路指導の充実

(2) 雇用・就労

- ①総合的な就労支援
- ②障害者雇用の促進
- ③福祉的就労の場の充実

(3) 生涯学習、
文化・スポーツ活動

- ①生涯学習の充実
- ②文化・スポーツ活動の推進

(1) 保健・医療

- ①健康づくりの推進
- ②地域における医療体制の充実
- ③こころの健康づくりの推進
- ④精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
- ⑤難病患者などへの支援
- ⑥H I V陽性者への支援

(2) 自立した生活の支援

- ①在宅生活の支援
- ②外出支援の充実
- ③日中活動の場の充実
- ④生活の場の確保
- ⑤コミュニケーション支援の推進
- ⑥各種制度の活用
- ⑦障害者施設ネットワークの強化

基本目標 3

支えあい安心
して暮らせる
地域生活

(3) 生活環境

- ①福祉のまちづくりの普及・促進
- ②だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善
- ③広報・情報提供の充実

(4) 地域福祉の充実・
生活安全対策

- ①地域福祉活動の推進
- ②人づくりの推進
- ③防犯対策などの充実
- ④防災・防火対策の充実

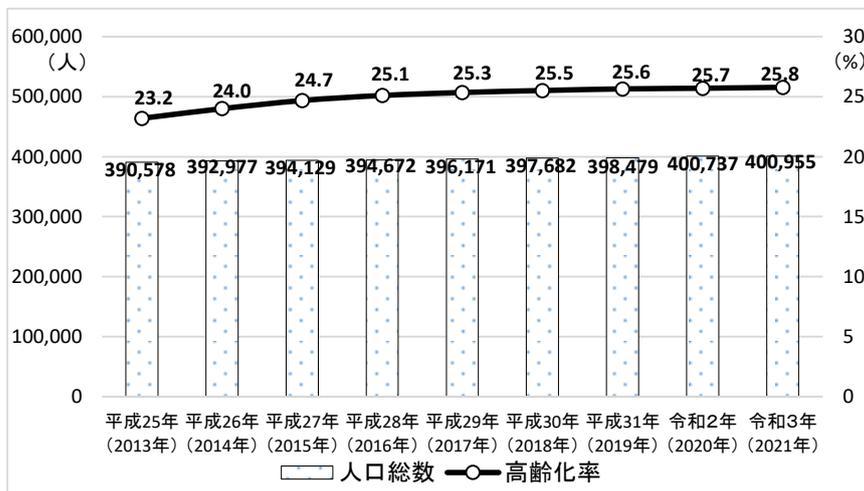
豊中市の現状

(1) 人口の状況

豊中市の総人口は、令和3年(2021年)4月現在400,955人(推計人口)で、平成17年(2005年)より毎年少しずつ人口が増加しています。

また、年齢別人口構成については、令和3年(2021年)4月現在、65歳以上の高齢者の割合が25.8%(住民基本台帳人口)を占めています。

人口総数と年齢別構成の推移



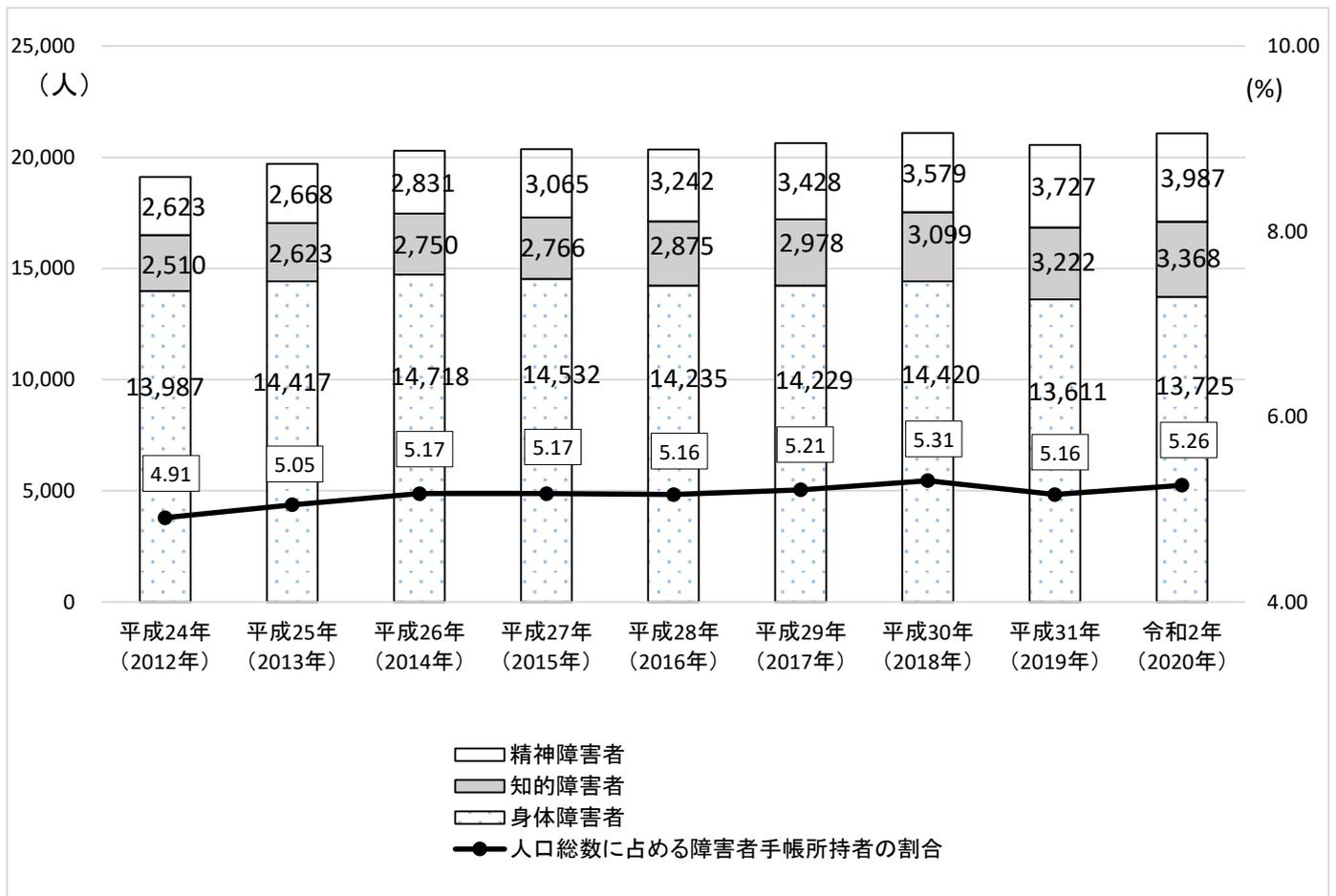
※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく各年4月1日現在の推計人口。
※高齢化率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の人数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和2年(2020年)3月末現在で21,080人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.26%となっており、平成31年(2019年)と比較すると、割合は若干上昇傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移



※各障害者手帳所持者数は、3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《身体障害のある人》

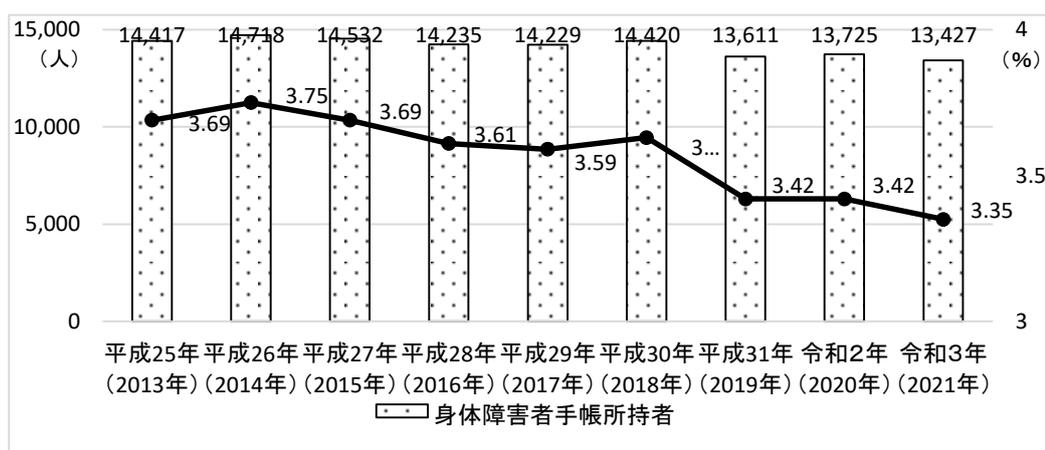
身体障害者手帳所持者数は、令和3年(2021年)3月末現在で13,427人となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.99%にとどまり、65歳以上の人が73.96%となっています。

障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数(人)

区 分	総 数	視覚障害	聴 覚・ 平衡機能 障 害	音 声・ 言 語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成25年(2013年)	14,417	951	1,045	282	8,161	3,978
平成26年(2014年)	14,718	933	1,061	277	8,321	4,126
平成27年(2015年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成28年(2016年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成29年(2017年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
平成30年(2018年)	14,420	847	1,073	275	7,902	4,323
平成31年(2019年)	13,611	823	1,017	252	7,357	4,162
令和2年(2020年)	13,725	841	1,031	259	7,301	4,293
令和3年(2021年)	13,427	837	1,031	250	7,043	4,266
0～17歳	267	10	25	1	176	55
18～39歳	579	47	46	11	339	136
40～64歳	2,651	166	153	141	1,434	757
65歳以上	9,930	614	807	97	5,094	3,318

※各年3月末現在。

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《知的障害のある人》

療育手帳所持者数は、令和3年(2021年)3月末現在で3,480人と増加傾向にあります。

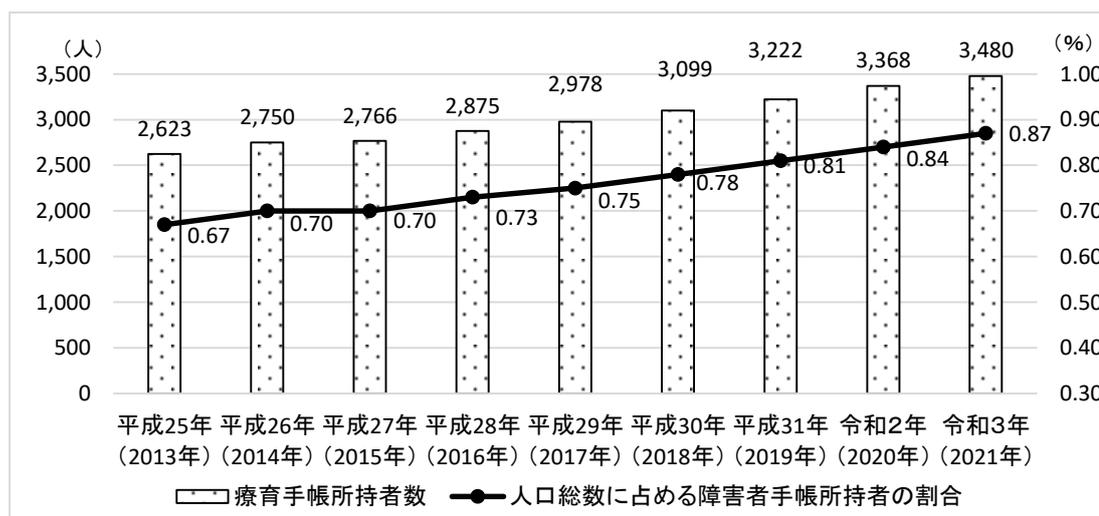
障害程度別では、重度であるAが全体の44.28%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が45.32%、18歳以上の人が54.68%の割合になっています。

等級別・年齢別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B1	B2
平成25年(2013年)	2,623	1,365	573	685
平成26年(2014年)	2,750	1,395	608	747
平成27年(2015年)	2,766	1,386	600	780
平成28年(2016年)	2,875	1,416	600	859
平成29年(2017年)	2,978	1,428	625	925
平成30年(2018年)	3,099	1,456	643	1,000
平成31年(2019年)	3,222	1,492	667	1,063
令和2年(2020年)	3,368	1,521	691	1,156
令和3年(2021年)	3,480	1,541	720	1,219
0～17歳	1,577	580	317	680
18～39歳	999	431	194	374
40～64歳	771	454	162	155
65歳以上	133	76	47	10

※各年3月末現在。

療育手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《精神障害のある人》

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年(2021年)3月末現在で4,208人と増加傾向にあります。また、自立支援医療(精神通院)の受給者数は、令和3年(2021年)3月末現在で7,754人となっています。

等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総数	1級	2級	3級
平成25年(2013年)	2,668	373	1,823	472
平成26年(2014年)	2,831	362	1,956	513
平成27年(2015年)	3,065	362	2,102	601
平成28年(2016年)	3,242	319	2,223	700
平成29年(2017年)	3,428	317	2,296	815
平成30年(2018年)	3,579	292	2,379	908
平成31年(2019年)	3,727	286	2,359	1,082
令和2年(2020年)	3,987	291	2,452	1,244
令和3年(2021年)	4,208	299	2,583	1,326
0～17歳	123	2	27	94
18～39歳	938	28	506	404
40～64歳	2,398	131	1,558	709
65歳以上	749	138	492	119

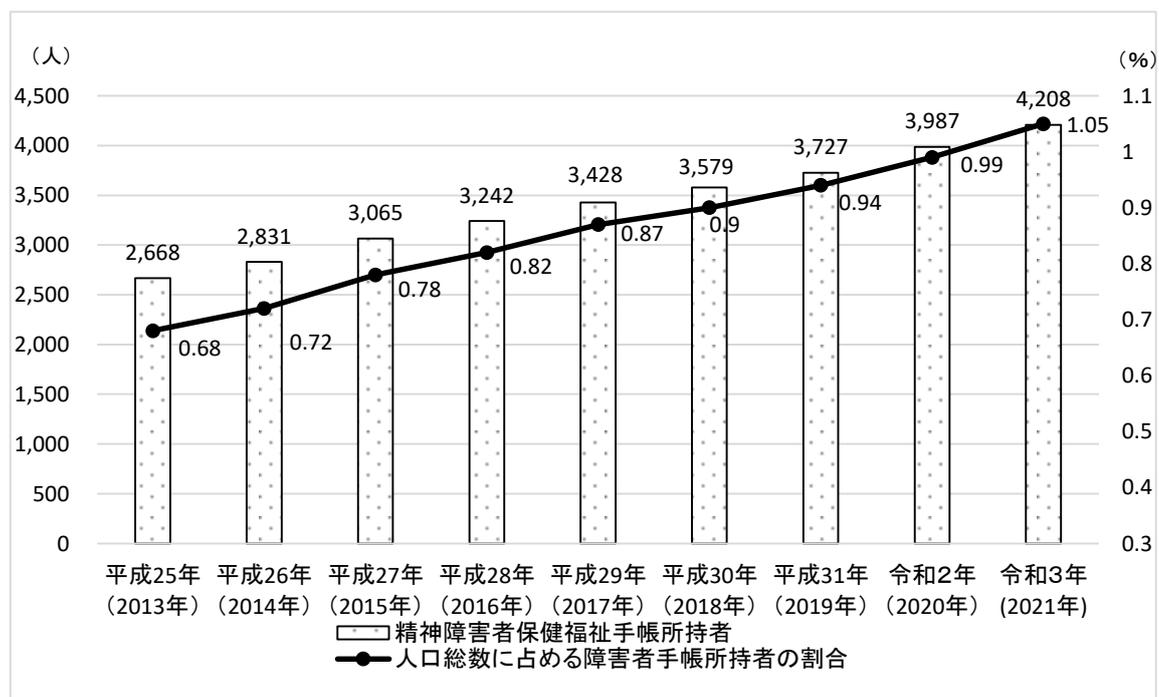
※各年3月末現在。

自立支援医療(精神通院)受給者数(人)

	総数
平成25年(2013年)	5,406
平成26年(2014年)	5,821
平成27年(2015年)	6,082
平成28年(2016年)	6,591
平成29年(2017年)	6,874
平成30年(2018年)	7,058
平成31年(2019年)	7,442
令和2年(2020年)	7,763
令和3年(2021年)	7,754
0～17歳	89
18～64歳	5,834
65歳以上	1,831

※各年3月末現在。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

《難病患者》

難病にかかっている人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況を見ると、平成25年度（2013年度）の3,001件から年々増加する傾向にあります。

令和2年度（2020年度）の更新申請件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年（2020年）4月までに新規申請した人の受給者証の有効期間が1年間自動更新されたため、令和2年（2020年）5月以降に新規申請した人のみの更新申請件数となっているため、大きく減少しています。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数(件)

	総数	新規申請	更新申請
平成25年度(2013年度)	3,001	465	2,536
平成26年度(2014年度)	3,135	434	2,701
平成27年度(2015年度)	3,371	644	2,727
平成28年度(2016年度)	3,553	598	2,955
平成29年度(2017年度)	3,711	548	3,163
平成30年度(2018年度)	3,528	518	3,010
令和元年度(2019年度)	3,617	539	3,078
令和2年度(2020年度)	641	465	176

※各年度末現在。

※一人で複数疾患をもつ場合は延べ件数としている。また、一人で同じ年度に新規＋更新申請している場合があるので、受付申請数＝患者数ではない。

※平成27年1月難病法施行

②支援学級・支援学校の進路状況と卒業生見込み

市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校（高等部）において、令和3年(2021年)3月に卒業した生徒の進路状況と令和4年(2022年)以降の卒業生の見込みは、下表のとおりです。

市立中学校支援学級・支援学校(高等部)卒業生の進路状況(人)

令和3年(2021年)3月

進路	市立中学校 支援学級卒業生	支援学校（高等部）卒業生		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
進学	102	1	1	0
就労	0	1	1	0
就労移行支援	0	3	2	1
就労継続支援A型	0	1	1	0
就労継続支援B型	0	10	10	0
生活介護	0	23	18	5(内2医療的ケア有)
自立訓練	0	10	10	0
訓練校	0	1	1	0
その他	0	2	1	1(在家庭)
計	102	52	45	7

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

卒業生見込み(人)

時期	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合計	豊中支援学校	箕面支援学校
令和4年(2022年)3月	154	45	39	6(内2医療的ケア有)
令和5年(2023年)3月	159	50	46	4(内1医療的ケア有)
令和6年(2024年)3月	168	41	35	6(内1医療的ケア有)

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

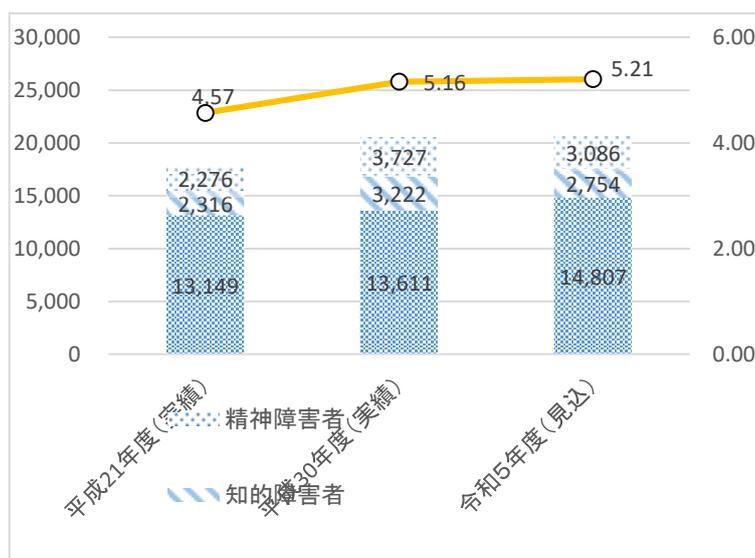
※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

(3) 障害のある人の人数についての今後の見通し

豊中市の人口総数（住民基本台帳人口ベース）と各障害者手帳所持者数の近年の実績値に基づき、「豊中市第五次障害者長期計画」の最終年度の手帳所持者数の推計を行いました。

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、令和5年度(2023年度)には20,647人（重複所持者を含む）となり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.21%になるものと見込まれます。

各障害者手帳所持者数の推移と今後の見通し



【推計方法】

- ①令和5年度(2023年度)の将来人口（見込）については、豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略において算出された将来人口から算出した。
- ②平成25年(2013年度)から平成28年度(2016年度)の3月末現在の各障害者手帳所持者数と同時期の豊中市全体の人口（住民基本台帳人口ベース）をもとに、障害者手帳ごとに出現率を算出した。
- ③上記①令和5年度(2023年度)の将来人口に、②出現率を乗じて、障害者手帳ごとの所持者数を算出し、これを推計値とした。なお、出現率は平成25年度(2013年度)から平成28年(2016年)の出現率の平均値を採用した。

計画掲載主要事業の実施状況

一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

(1) 相談支援

基本方針	障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・令和2年(2020年)7月より「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を設置し、専門相談員を配置して、こころのケア相談事業を拡充しました。
中分類における課題	・コロナ禍における聴覚障害のある人からの問い合わせや相談対応について、遠隔での手話対応などを検討する必要があります。 ・多機関連携及び人材育成について、今後ますますの強化が求められています。
今後の取組	・引き続き「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を実施します。 ・聴覚障害のある人からの各種相談について、遠隔での手話対応を含め、ファックス以外の方法などを検討します。 ・相談支援体制について、課題に対応した体制に再構築するよう、検討します。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度(計画最終年度)	令和2年度			令和2年度担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
1	障害福祉サービス窓口受付事務	○各手当や障害福祉サービスの受付を行うとともに、必要に応じて相談支援につなげ、サービスの適正・円滑な実施に努めます。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請や手当、障害福祉サービスの受付や相談支援を行い、利用者の福祉の向上を図ります。また、大阪府障害者スポーツ大会及び施設使用減免の受付も行います。	窓口受付件数	-	22,428件	適切な窓口対応に取り組みました。	各種手帳の申請や手当、障害福祉サービスの受付や相談支援を行いました。また新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での対応を行い利用者の福祉の向上を図りました。	福祉部・障害福祉課
2	相談支援事業	○障害のある人が安心して地域生活を送れるよう必要な支援を行います。	市委託相談支援事業所数	-	8か所	ネットワークの構築と、相談員のスキルアップに取り組みました。	多機関連携及び人材育成について、今後ますますの強化が求められています。	福祉部・障害福祉課
3	サービス等利用計画作成	○障害のある人などの自立した生活を支え、障害のある人などの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。 ○「サービス利用支援」として支給決定または変更の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後に「継続サービス利用支援」としてサービス事業者などの連絡調整、モニタリングなどを行います。	延利用人数	-	5,262人	生活全般の相談や情報提供、サービス利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行いました。	相談支援事業所へのニーズは高く、市内の事業所の増加が求められます。	福祉部・障害福祉課
4	障害者相談支援事業	○身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員がそれぞれの立場に立ち、各手帳の取得や障害のある人の身近な問題についていろいろな相談に応じたり、必要な支援を行います。	相談件数	25件	25件	相談員が行政機関等と連携し、相談活動を行うことにより、適切な対応を行いました。	担い手の減少、相談員の連携が課題です。	福祉部・障害福祉課
5	相談事業	○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行います。	相談件数	3,000件	886件	障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行いました。基幹相談支援センターやこども相談課とも情報共有をしながら、連携を取って事業を進めました。	連携の具体的な進め方や調整の仕方、日常業務の中での情報共有の方法などが課題です。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
6	障害者基幹相談支援センター事業	○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行います。合わせて地域の相談支援事業所に対しては、学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップ機能を強化します。	相談件数	3,000件	3,052件	様々な相談に対して、助言、情報提供を実施するとともに、地域の相談支援事業所に対しては学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップを行いました。	生活圏域を意識した体制の構築が課題です。	福祉部・障害福祉課
7	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	6,251件	市民、関係機関への相談窓口の周知を行いました。 また、「豊中市メンタルヘルス計画」実施計画に基づき多機関・多職種協働で相談事業を含むメンタルヘルス対策の総合かつ計画的な取組みを推進しました。7月より「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を設置し、専門相談員を配置して、こころのケア相談事業を拡充しました。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や関係機関からの相談件数が増加しました。様々な分野でメンタルヘルス問題への対応はある程度、多分野多職種が適切な対応ができるように市民や関係者のリテラシー向上への取組みは継続する必要があります。	健康医療部・保健予防課
8	聴覚障害者福祉指導員の設置	○障害福祉センターひまわりにおいて、聴覚障害のある人に関する各種の福祉相談・生活相談を行い、必要に応じて訪問による支援・情報提供を行います。	相談・対応件数	—	476回	聴覚障害者福祉指導員を設置し、福祉相談や生活相談に応じました。手話通訳者と連携をしながら実施しました。	障害特性に応じた情報発信や提供が必要であり、特にコロナ禍での問い合わせや相談対応が課題です。郵送で手続きをする場合、書き方等について気軽に尋ねることにハードルがあるため、遠隔での手話対応など検討する必要があります。	福祉部・障害福祉課
9	保健・福祉・子育てサービス「話して安心、困りごと相談」	○相談先がわからない場合や複雑多様な福祉課題を抱えた市民の相談に対して、各専門相談窓口をはじめ、総合受付や市民相談との連携を強化し、適切な窓口の案内や利用者本位のサービスにつなげることを目的とします。 ・健康福祉サービス苦情調整委員会窓口に愛称「保健・福祉・子育てサービス」話して安心、困りごと相談」を付加し、相談先がわからない場合などに適切に対応する健康福祉分野における総合相談を行います。	相談件数	—	—	健康福祉サービス苦情調整委員会の対象となる市民からの相談を精査し、同委員会にかけない場合、関係課と事前に調整し、スムーズな窓口案内を行いました。	窓口の利用促進のためチラシを設置する場所を増やすなどの広報・周知活動が必要です。	福祉部・地域共生課

(2) 権利擁護

基本方針	サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。 また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・市民後見人オリエンテーション養成講座を実施し、3人の新規市民後見人バンク登録者を養成しました。
中分類における課題	・成年後見制度の利用が必要な人への、効果的な周知が課題です。 ・障害者虐待について、未然防止を図るため、さらに積極的な周知・啓発が必要です。
今後の取組	・選挙権行使に対する支援として、障害者団体等と連携した動画コンテンツの作成等を行います。 ・関係機関と連携し、必要な人が成年後見制度の利用につながるように、周知を行います。 ・障害者虐待防止について、コロナ禍であってもオンライン等も活用し、積極的に啓発・周知を実施します。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
10	障害者虐待防止事業	○障害のある人への虐待を防止し、権利を擁護するため障害者虐待防止センターを設置します。 ・障害者虐待防止法で市町村に設置が求められた障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報の受付、啓発活動を行う拠点とします。	相談件数	—	99件	地域における関係機関等との協力体制の強化を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行うことができました。	障害者虐待の未然防止を図るため、さらに積極的な周知・啓発が必要です。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
11	成年後見制度利用支援事業	○判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図ります。 ・対象者に対し審査を行い、市長が申立を行うのかどうかを判断し、申立手続きを行います。	市長申立件数	-	5件	判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図りました。	成年後見制度の利用が必要な人への、効果的な周知が課題です。	福祉部・障害福祉課
12	豊中市成年後見等審判請求申立審査会	○判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護、支援することを目的とします。 ・成年後見制度において判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人に対して行う市長申立について、申立の可否や申立の種類などを検討します。	申立件数	-	-	定例の審査会を開催し、迅速な申し立てにつなげることができました。また、市ホームページに市長申立について掲載し、周知を行いました。	成年後見制度の適切な利用促進のため、広報・周知が課題です。	福祉部・地域共生課
13	市民後見人事業	○急速な高齢化や障害のある人の地域移行が進むなか、福祉サービスに対するニーズが増加し、親族後見や専門職による成年後見の活動だけで対応していくことは困難な状況です。こうした課題に対応していくには、市民の立場から権利擁護に参画できる仕組みを構築し、地域に定着させていく必要があります。 ○豊中市で「市民後見人」の養成に着手し、その活動を支える仕組みづくりに取り組み、持続可能な地域福祉のセーフティネットの構築を目的とします。 ・市民後見人の養成、受任調整、市民後見人登録者へのサポートを行います。	登録者数	36人	21人	・成年後見サポートセンターで、成年後見制度に関する相談に応じたり、広報や市民後見人養成等を実施しました。 ・市民後見人オリエンテーション・養成講座(基礎・実務)を実施しました。	3人の新規バンク登録者(令和3年度登録)を養成しました。 継続した市民後見人候補者の養成と受任者へのサポート体制の充実が必要です。	福祉部・地域共生課
14	選挙権行使に対する支援	○選挙権行使に対する支援を行います。 ・点字投票、代理投票、郵便などによる不在者投票・代理記載制度、投票所の設備(車いす用の記載台、スロープなど)、候補者情報(点字版・朗読テープ)の入手など。	①車いす利用者用投票記載台設置状況 ②点字器の設置	-	-	選挙未執行のため、取組み実績なし。	-	選挙事務局委員
15	市議会傍聴の支援	○市議会本会議の代表質問・個人質問において、希望者に対して手話通訳、要約筆記(ノートイク)を行います(事前連絡が必要)。	実施件数	-	-	希望者がいれば手話通訳、要約筆記を行います。本年度は希望者はいませんでした。	利用希望者への周知	市議局会事務
16	健康福祉サービス苦情調整委員会	○健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図ります。 ○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 ○複雑な相談内容に対応できるよう、よりいっそう総合的かつ横断的な苦情・相談体制の構築を図ります。また、窓口に愛称「話して安心、困りごと相談」を付加し、相談しやすい環境づくりをするとともに、窓口の周知啓発に取り組みます。	苦情相談件数	50件	13件	相談者と事業者の双方から適切に聴取し、苦情について中立的な立場での解決を図りました。また、健康福祉サービス苦情調整委員会のチラシ約1,200枚を介護保険事業者連絡会や地域包括支援センターなどに配布し、周知に取り組みました。	初回相談から解決まで、事業者への聴き取りや、委員へのスケジュール調整など、迅速な解決に向けて関係部局との連携体制をより一層強化していく必要があります。	福祉部・地域共生課

(3)障害者差別解消の取組・啓発交流

基本方針	障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざしていくため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。 また、障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・障害者差別解消支援地域協議会において、ケース検討会議を本格実施するとともに、より効果的な運用ができるよう協議会の体制の見直しを検討しました。 ・令和2年(2020年)2月に策定した「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、市が制作する動画に手話映像を挿入するなど視覚的な情報発信に取り組みるとともに、市内全小學生に配布する手話啓発クリアファイルを作成しました。
中分類における課題	・障害者差別解消支援地域協議会において、これまで関わる機会が少なかった構成機関にも積極的に関わっていただけるようにする等、よりよい協議会運営を行う必要があります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画していた啓発イベントが実施できなかったことから、Webを活用する等今後の啓発方法について検討が必要です。
今後の取組	・障害者差別解消支援地域協議会において、新たな体制のもと、代表者会議及び相談事例部会を実施し、障害者差別事例の共有や意見交換を通じて、障害者差別解消に向けた取組を進めていきます。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度				令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題		
17	障害者差別解消支援地域協議会	○障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものを委員とし、豊中市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応及び当該相談に係る事例をふまえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行います。	①代表者会議開催回数 ②代表者会議で委託された差別・合理的配慮不提供者の事例の件数	—	①2回 ②3件	・代表者会議を開催し、障害のある人への差別事例や合理的配慮の不提供者の事例について報告し共有を図り、意見交換しました。 ・ケース検討会議を2回開催し、差別対応事例について委員とともに検討しました。 ・ケース検討会議を実施しました。 ・協議会の体制の見直しを検討し、要綱の改正を実施しました。	・代表者会議を2回開催し、障害のある人への差別事例や合理的配慮の不提供者の事例について報告し共有を図り、意見交換しました。 ・新たな体制で関わる機会が少なかった構成機関にも積極的に関わっていただけようとする等より良い協議会運営を実施することが課題です。	福祉部・障害福祉課	
18	啓発活動	○障害のある人についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所などで組織する「豊中市障害者啓発活動委員会」とともに、次の事業を行います。 ・共感的・効果的な啓発のあり方検討 ・障害者週間(12月3日から9日)に啓発用のぼりの設置や車体幕の掲示など ・啓発DVD作成、講演会実施等 ○府内自治体・障害者団体・地域団体により構成された大阪ふれあいキャンペーン実行委員会に参加し、啓発関係事業を行います。	①延事業参加者数 ②事業参加者中理解が進んだ人の割合(各回平均)	①400人(市民の0.1%) ②50%以上	①0人 ②-%	障害者啓発パネル展を開催しました。市内全小学生に配布する手話啓発のクリアファイルを作成しました。	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していたバスポートのイベント及び手話啓発のイベントの開催はできませんでした。イベントが開催できない状況のため、市内全小学生に配布する手話啓発のクリアファイルを作成しましたが、Webを活用する等今後の啓発の方法について、豊中市障害者啓発活動委員会とともに検討することが必要です。	福祉部・障害福祉課	
19	出前講座を通じた障害者理解の促進	○障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、学校の授業や地域の学習会に積極的に出向きます。 ○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する出前講座を行います。	①延参加者数 ②身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する講座実施件数	①4,000人 ②35件	①474人 ②4件	職員が障害の特性や支援方法を伝えることにより、市民の障害に対する理解や支援を深めることにつながりました。コロナ禍においては、器具の消毒や物品の共有を避けるなど感染拡大防止対策を行いました。	今後も専門職などが障害特性やその支援方法などを伝え、障害への理解を深める必要があります。また、市民にとってわかりやすい提供方法や「我がごと」として視点を持ってもらえるようにすることが必要です。コロナ禍においては、対面での講座が難しかったため、実施手法の検討が課題です。	福祉部・障害福祉課	
19	出前講座を通じた障害者理解の促進	○障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、学校の授業や地域の学習会に積極的に出向きます。 ○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する出前講座を行います。	①延参加者数 ②身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する講座実施件数	①4,000人 ②35件	①474人 ②4件	市民からの要請に応じて、障害者への理解と支援などに関する出前講座を実施しました。	小・中学校の児童・生徒を中心に、障害についての正しい理解と支援のポイントなどについてお話しすることで、理解を促めることができました。	都市経営部・戦略課・広報	
20	情報発信	○障害のある人への市民の理解を広げます。 ○市広報誌や市ホームページなどの情報発信を担当課と連携しながら積極的に行います。	市広報年間掲載回数	—	—	・手話言語アクションプランに基づき、市が制作する動画に手話映像を挿入するなど視覚的な情報発信に取り組まれました。 ・広報誌のひゅうまん通信にて、手話言語への理解に関する記事を掲載しました。	・施設コンフリクト等があることから、障害のある人への理解をさらに広げるための情報発信の手法を工夫する必要があります。	福祉部・障害福祉課	
20	情報発信	○障害のある人への市民の理解を広げます。 ○市広報誌や市ホームページなどの情報発信を担当課と連携しながら積極的に行います。	市広報年間掲載回数	—	—	市ホームページをアクセシビリティに留意して運用しました。 広報誌や市ホームページなど市所有のメディアにより、各部署・各課の取組みなどを情報発信しました。 月1回、広報誌の発行と配付を実施しました。	「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、市ホームページだけでなくすべてのウェブコンテンツにおいてアクセシビリティへの一層の配慮が求められます。	都市経営部・戦略課・広報	
21	人権研修・講演会等	○図書館活動全般を通じて、障害者差別をはじめとした人権問題についての資料を収集、提供するとともに、幅広い市民が関心を持って参加し、学習のきっかけとなるような人権についての講演会及び職員を対象とした人権研修などを実施します。	人権に関わる講演会・パネル展等の開催実施回数	12回	7回	・長期的・継続的に取り組むべき課題として、様々な催しを通じ市民と職員がともに人権について考える機会となりました。 ・人権に関する資料の団体貸出を行いました。	子どもから大人まで幅広い年代の市民が参加できる行事や講演会等を開催することで、差別や人権問題に関わる資料の利用促進を図ってきました。今後も新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら啓発活動に取り組んでいく必要があります。	局教・育読委員振興事務課	
22	市主催研修	○各職階や経験年数など、職場、業務に応じて果たすべき役割や行政課題を理解し、人権尊重の視点を基本としながら、めざすべき姿勢、行動をとっていきけるよう、必要な意欲・能力の向上を図ります。 ○新規採用職員研修、新任課長級職員研修などの階層別研修や課題別研修、職場における人権研修の推進に向けた研修などを実施します。	受講率	37%	30%	階層別研修や職場における人権研修の実施を通じて、障害者分野をはじめ、さまざまな人権課題への理解等を深める研修実施に取り組みました。また、新任者研修のカリキュラムの一環として、「障害者差別解消法」及び「豊中市職員対応要領」の内容に触れ、法の主旨と、障害者への合理的配慮について理解を深めました。	人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点で職務に臨む姿勢や行動に必要な意欲・能力の向上につながりました。目標とする受講率の向上に向けた工夫が必要です。	総務部・人事課	

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
23	公民館講座	○市民を対象に、障害者差別をはじめとした人権、環境、子育て、まちづくりなど、現代的課題や地域課題に関する学習の機会を提供し、地域の教育力の向上と住みよい地域社会づくりに貢献します。 ○中央、堂池、庄内、千里の各公民館で実施します。	①開催回数 ②参加者満足度	①300回 ②90%	①119回 ②93%	人権啓発事業の一環として、手話体操やジェスチャーゲームを取り入れ、聴覚障害のある人、障害のない人、大人も子どももいっしょになって楽しんでコミュニケーションの取り方を学ぶ講座のほか、現代的課題・地域課題に対応する講座を実施しました。	現代的課題、地域課題に即応する講座に取り組むにあたり、関係部局・団体との連携を密にする必要があります。また、長引くコロナ禍のなか、Zoom等を使ったオンライン講座を一部試験的に実施しましたが、さらに拡充していく必要があると考えます。	教育委員 中央公民館事務局

一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1)療育・教育

基本方針	平成28年(2016年)9月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の3つの基本姿勢のもと取組を進めます。地域の学校・子ども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもと、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び」ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。
令和2年度の特徴的な取組	・障害児通所支援事業者連絡会を設立しました。 ・障害児通所支援の支給量に関する基本的な考え方を策定することで、支給決定基準の公平性・透明性の確保を図ることができました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による図書館の休館中には、市内の障害児通所支援事業所への絵本の配本を実施し、事業所との新たなつながりができました。また、市民との共催による「子どもと本のつどい」をオンラインで実施するなど、オンラインを活用した新たな取組みが実現できました。
中分類における課題	・障害児通所支援事業所の数は増加していますが、一方で専門職を配置した専門性の高い療育を実施する事業所の増加が必要です。
今後の取組	・支援者の質の向上を図るため、就学後施設の支援者研修を実施するとともに、事業者連絡会において事業者主体の研修を実施します。 ・児童発達支援センターの診療所においてリモートハビリテーションを開始します。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
24	認定子ども園等教育・保育推進事業	○集団保育を通して、お互いに認めあい、支えあって豊かに生きる「共に育つ」を基本とした障害児保育を行うことを目的に研修会を開催します。 ○保育観察を通して保護者の相談を受け、保育内容、かかわりの見直し等の取組を進めます。	障害児保育研修会の参加施設割合	60%	公立・民間合同研修60% 公立子ども園障害児保育交流会84.6%	「インクルーシブ教育保育とは～インクルーシブ保育の基礎～」というテーマで、公立・民間合同研修を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から人数制限して実施し、会場参加いただけなかった方向けにWeb配信をしました。また、公立の障害児保育担当者による障害児共生保育研究会を2回行い、「ともに学び合うインクルーシブ保育」「保護者支援について」をテーマにワークを交えて学びました。保育観察では、発達専門員より各施設の職員・保護者がアドバイスや相談を受け、子どもへのかかわり方について学ぶ機会となりました。	公立・民間合同研修では、会場開催に加えWeb開催を実施しました。各園で実践する障害児保育について、公立・民間ともに共通理解をもって展開していけるよう、研修の持ち方については引き続き検討していきます。	子ども未来部・子ども事業課
25	認定子ども園等教育・保育推進事業	○障害児の優先入園を行うとともに、集団保育の中で子ども一人ひとりの実態を把握し、状況に応じた配慮を行いながら障害児教育の取組を進めます。	優先入園枠で入った障害のある在籍園児数	—	309人	公立・民間園において、「共に育つ」を基本とした教育保育の実践をすすめてきました。各施設より年2回の児童状況報告書類の提出、子ども事業課より年2回の巡回相談を実施することにより児童の状況を共有し、子どもへのよりよいかかわりについて共に考え、実践につなげていきました。	令和3年度からの障害児の入所要件変更に向けて、丁寧な周知・対応を行いました。	子ども未来部・子ども事業課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
26	認定こども園等教育・保育推進事業	○就学にあたり、円滑な接続を図るために、幼保小連絡協議会を通じて就学前教育と小学校教育の連携を密にし、配慮を要する子どもの引き継ぎを行います。	引き継ぎを行った配慮を要する子どもの数	—	116人	各校区連絡会や体験入学等の行事を通し、校園所での連携や理解を深めることができました。	就学にあたって大きく環境が変わる中でもスムーズな移行ができるよう、各校園所での顔の見える関係づくりの継続が必要です。	こども未来部・こども事業課
27	公立こども園支援事業	○育児相談、就学前相談 ・子どもの発達や育児不安の解消、小学校教育との円滑な接続を図るため、専門家(臨床心理士・元小学校長など)による子育て中の悩み、就学に向けた相談などを実施します。	延利用者数	—	5,993人	園開放等の公立こども園における地域支援活動は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令期間中は感染拡大防止の観点から中止としました。育児相談事業については緊急事態宣言発令中も継続して実施し、子育て家庭が孤立しないよう情報発信をしました。	新型コロナウイルス感染症の影響で子育てが孤立化している家庭も多くあると考えられます。公立こども園としてしっかりと情報発信を行い、気軽に園に訪れたり、相談できる関係を築いていく必要があります。	こども未来部・こども事業課
28	私立幼稚園振興助成金	○市内の私立幼稚園に対し、障害のある幼児の受け入れにかかる費用の助成を行います。 「豊中市私立幼稚園障害児保育助成金」	「障害児保育助成金」の補助対象園数	—	2園	令和元年度より、大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金の交付決定に基づく費用助成へと変更し、令和2年度も同様に助成しました。	適正な費用助成事務を行うことができました。	こども未来部・こども事業課
29	放課後こどもクラブ運営	○放課後、帰宅しても保護者が仕事などで家庭に不在の豊中市に居住する小学校1年生～4年生(支援学級在籍児童、支援学校在籍児童は6年生)までの児童に、遊びや学習などを通じて自主的かつ自発的な生活態度や習慣を養うために必要な保護、指導を行い、児童の健全育成を図ります。	支援学級在籍の入会児童数	—	41か所	地域社会で生活する子どもの一人として、他の子どもと共に成長できるよう、社会の構成員として包み支えあうというインクルーシブの環境でクラブ運営を実施しました。(令和2年(2020年)5月1日現在、障害のある児童が337人在籍。)	・必要な指導員(看護師を含む)の確保 ・児童のクールダウンのための部屋(スペース)の確保	教育委員会事務局・学
30	療育クリニック	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童に対して医師や心理士による相談と必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容を目的とします。 ○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾病や治療、療育、日常生活などについて必要時に医師や心理相談員が相談に応じます。	受診者延件数	45人	23人	身体障害や小児慢性特定疾病の疑いがある児童に対して、専門医が診察を行い、紹介状発行や療育指導を行いました。	専門医の診察により、必要な医療や療育へつなぐことができました。対象者は減少傾向にあるため、開催方法について検討が必要です。	健康医療部・母子保健課
31	障害児等支援事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に教育事業を実施し、不安の解消や理解を深める機会とします。 ○療育施設などに所属していない就学前の身体障害のある児童や小児慢性特定疾病などの長期療養児童とその保護者に対して就学に向けての情報の提供と保護者同士の交流などを行います。	受診者延件数	50件	—	障害児等支援事業としての教育事業(学習講習会等)は令和元年度で終了しました。疾病や障害、医療的ケア内容の多様化・高度化に応じるため相談事業や訪問事業により個別に対応しました。		健康医療部・母子保健課
32	小児慢性特定疾患児・身体障害児の相談事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、その家族の不安の解消を図り、安心して子育てができることを目的とします。 ○小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾患や治療、療育、日常生活などについて相談に応じます。	面接・電話相談延件数	500件	669件	身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、不安の解消を図り、安心して子育てできるよう支援しました。	障害特性、医療的ケアの内容は多様化・高度化しているため専門職のスキルアップや関係機関との連携強化が必要です。	健康医療部・母子保健課
33	慢性疾患児在宅支援事業	○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に対して訪問することにより、家庭の状況と障害の状況に合わせた必要な保健指導を行うことで、障害受容や在宅での生活の不安や孤立の解消などを目的とします。 ○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の日常生活などについて必要時に作業療法士や言語療法士などが訪問し家庭の状況に合わせて相談に応じます。	作業療法士や言語療法士等の訪問延件数	15件	2件	臨床心理士が家庭訪問を行い、家庭の状況や障害の状況に合わせた専門的な保健指導や、家族の不安軽減を行いました。言語聴覚士と作業療法士の訪問は該当者がいませんでした。	臨床心理士の訪問は、精神的に課題のある保護者に対し、児童の疾病受容だけでなく育児の大変さや家庭環境の悩み等を聴き、保護者自身の理解や気持ちの整理につながりました。実施回数が減少しているため、今後の活用について見直す必要があります。	健康医療部・母子保健課
34	児童発達支援	○就学前の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	利用人数	8,316人	7,218人	・利用者、事業所ともに増加しました。 ・施設への巡回訪問、就学前施設の保育士等を対象とした支援者研修を引き続き実施しました。 ・障害児通所支援事業者連絡会を設立しました。 ・支給量に関する基本的な考え方を策定しました。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、衛生管理体制確保支援等事業、Zoom等を利用した代替的支援等を実施しました。	・支給量に関する基本的な考え方を策定することで、支給決定基準の公平性や透明性の確保を図ることができました。 ・公立以外にも児童発達支援に特化した親子で通所し言語課題に対応する事業所が1ヶ所増え2ヶ所となりました。 ・個別療育や言語課題に対するニーズが高く専門的な療育を実施する事業所の増加が必要です。	こども未来部・こども相談課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
35	医療型児童発達支援	○就学前の身体障害のある子どもに対して、児童発達支援及び機能訓練を行います。	利用人数	72人	66人	・令和元年度から、しいの実学園が福祉型児童発達支援センターへ移行したことにより利用者は市外の医療型児童発達支援事業所を利用し、医療型児童発達支援の利用は減少しています。 ・重症心身障害児は、児童発達支援センターの親子通園のほか民間の重症心身障害児の受け入れを行う事業所により支援を提供しました。	医療技術の進歩にともない重症心身障害児も増加しており、市内重症心身障害児指定事業所の役割が重要になっており、多様なニーズへの対応ができる事業所の確保が必要です。	こども未来部・こども相談課
36	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇において生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。	利用人数	21,936人	11,822人	・利用者、事業所ともに増加しました。 ・施設への巡回訪問、市立小・中学校教員等を対象とした支援者研修を引き続き実施しました。 ・障害児通所支援事業者連絡会を設立しました。 ・支給量に関する基本的な考え方を策定しました。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、衛生管理体制確保支援等事業、Zoom等を利用した代替的支援等を実施しました。また、学校の休校にともなうかかり増し費用を助成しました。	・支給量に関する基本的な考え方を策定することで、支給決定基準の公平性や透明性の確保を図ることができました。 ・事業所数は増加していますが、一方で専門職を配置した専門性の高い療育を実施する事業所の増加が待たれます。 ・市内には青年期以降の軽度発達障害児に特化した成人期への移行支援がなく、はざまの子どもたちが行き場を失いがちです。当該児童を対象とした個別の支援を実施する事業所が必要です。	こども未来部・こども相談課
37	居宅訪問型児童発達支援	○重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。	利用件数	24件	7件	平成30年度新設のサービスで、令和元年度まで利用がありませんでしたが、令和2年度より1名の利用申請がありました。	利用が想定される児童がほとんどおらず市内に実施する事業所もないため、未就学児については、児童発達支援センターの医療的ケア児訪問保育相談に対応します。	こども未来部・こども相談課
38	保育所等訪問支援	○保育所などに通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、その施設における集団生活への適用のための専門的な支援などを行います。	利用件数	36件	48件	・令和元年度まで市内では公立以外に保育所等訪問支援事業所がありませんでしたが、令和2年度に民間事業所が1ヶ所開所しました。 ・民間の事業者が私立幼稚園、保育園、公立小中学校を訪問する際の受け入れについて、側面支援しました。	支援を受けている通所支援事業所の職員が保育所等を訪問することで、より対象児童の特性に応じた環境調整が可能になるため市内通所支援事業所による保育所等訪問支援事業の増加が待たれます。また、訪問支援先と事業所との連携促進が必要です。	こども未来部・こども相談課
39	障害児相談支援	○障害のある子どもの心身の状況、その他の置かれている環境等を調査し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、通所支援の給付決定後に、障害児支援利用計画の作成等を行い、一定の期間ごとに検証し、その結果等を調査して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。	利用件数	3,036件	970件	・児童発達支援センターでは、プランを作成する保護者へのエンパワメントのため、子どもの見立てや具体的な援助方法を計画する支援をして相談からセルフプランへ移行してきました。そのため利用者は減少傾向でしたが、市内障害児通所支援事業所が相談支援を開始したため減少が緩やかです。 ・支給量に関する基本的な考え方を周知しました。	・支給量に関する基本的な考え方を周知することで、適切な運用と計画相談の作成につながりました。 ・児童の発達特性や支援方法をよく理解した相談支援事業所の増加が待たれます。 ・市内相談支援事業所の発達障害児への質の向上が必要です。	こども未来部・こども相談課
40	児童発達支援センター	平成30年度まで実施してきたあゆみ学園、しいの実学園(療育等支援事業含む)を発展的に統合し、新たな児童発達支援センターとして、障害や発達に課題のある子ども、保護者、家族等に対し、障害の種類に関係なく、地域で自分らしく安心して生活できるよう総合的な支援を行います。【各種事業】 ・児童発達支援事業(親子通所・小集団親子教室) ・放課後等デイサービス事業(小集団親子教室) ・こども療育相談事業 ・診療所事業 ・民間委託事業(個別療育・単独通所(令和2年度より)、障害児一時預かり)	①児童発達支援事業契約児童数(親子通所・小集団親子教室) ②こども療育相談件数 ③医学的リハ利用者数 ④個別療育利用者数 ⑤単独通所利用者数	①30人・70人 ②1,000人 ③150人 ④30人 ⑤35人	①39人・53人 ②1,250人 ③147人 ④31人 ⑤20人	・通所支援事業においては、子どもの障害や発達特性、育ちを保護者と確認しながら、人との関わりの土台づくりや生活機能の獲得を目的とした療育を行いました。 ・こども療育相談では、来所相談、訪問相談、巡回相談等総合的に支援できる相談対応を行いました。また保護者支援としてペアレントメンター事業と、子育て発達支援プログラム(ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング)を実施しました。 ・診療所においては、発達支援の必要な子どもの診療、医学的リハビリテーション、発達検査等を実施しました。 ・民間委託事業として、個別療育及び単独通所事業、障害児一時預かり事業を実施しました。	・通所支援事業においては、就園後の児童発達支援事業の利用児童が増加傾向にあり、集団生活において発達の課題が認められた子どもの支援の充実が図れました。 ・こども療育相談事業においては、本年度から子育て発達支援プログラムを実施し保護者支援の取組みが拡充できました。 ・診療所においては、身体障害児以外の発達に課題のある子どもの初診が増加しており、気づきから具体的な支援につなげることができたケースが増えています。 ・民間委託事業においては、本年度から新たに単独通所事業も委託事業となり、より一層の公民連携した中で発達支援の充実に向けて取組みをすすめられました。	こども未来部・こども相談課
41	しいの実学園(医療型児童発達支援センター)	○主に就学前の身体に障害のある子どもに対し、訓練・保育などを行い、基本的な生活力などの獲得に向け、保護者と連携した支援を行います。 ・通園事業 ・地域支援 障害児等療育支援事業(障害児相談支援含む。) 保育所等訪問支援事業 ・診療所(外来訓練含む。) ※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定	①契約園児数 ②外来訓練者数 ③相談新規申込件数	①30人 ②150人/月 ③450人	-	No40に統合されたため廃止	-	

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度				令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題		
42	障害児等療育支援事業	○在宅の障害のある子ども及び発達支援が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障害のある子ども等の福祉の向上を図ります。 ①在宅障害児等訪問支援事業 ②障害児等来所相談支援事業 ③療育技術指導事業 ※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定	療育支援新規申込件数	150件	-	No40に統合されたため廃止	-		
43	支援学級管理運営事業	○障害児教育の充実・推進と支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ・支援学級の設置及び指導・相談に関すること。 ・障害児教育関連会議などの実施。 ・他部局との連携による生涯を通じた支援の在り方の検討。	障害児教育や就学・進路に関する会議の開催率	100%	100%	適切な就学相談や進路相談を行いました。また、必要に応じて関係機関との連携を進めました。	「豊中市障害児教育基本方針(改定版)」に基づき、支援学級に在籍する児童生徒が、より安心・安全に学校生活を送ることができる仕組みを進めることができました。 支援学級に在籍生徒が増加傾向にあり、さらなる人的・物的な条件整備を図る必要があります。	教育委員会事務局・児童生徒課	
44	学校支援事業	○豊中市立学校における児童・生徒のうち配慮が必要な子どもへの支援を行います。 ○また、豊中市立学校教職員を中心として関係部局職員の意識及び専門性の向上と市民への啓発をめざします。 ・巡回相談による支援等 ・備品、消耗品の購入・貸与・修理 ・障害児教育研修の実施	巡回相談実施校数	60校	67校	巡回相談を活用し、児童生徒の理解を深め、適切な支援を進めるとともに、支援に必要な消耗品、備品などの購入・貸与等を行いました。	支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備や適切な支援の在り方を進めることができました。 階段昇降機などの高額な備品の購入や整備が必要であるものの、予算の拡充が困難な状況にあります。	教育委員会事務局・児童生徒課	
45	支援職員配置事業	○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざし、豊中市立小中学校における支援学級へ生活介助及び学習補助として介助員を派遣します。 ○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ○豊中市立小中学校における支援学級に在籍する児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要ときに看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。	介助員配置率 看護師派遣率	100% 100%	100% 100%	支援学級における生活介助及び学習補助として介助員を配置しました。また日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒がいる学校には、必要な時に看護師を派遣しました。	支援学級に在籍児童生徒へ、適切な支援の在り方を進めることができました。 支援学級に在籍児童生徒数が増加傾向にあり、多様な対応が求められているとともに、介助員数の増加も必要と考えますが、予算の拡充が困難です。また、医療的ケアを行う看護師を安定的・継続的に確保することも非常に困難です。	教育委員会事務局・児童生徒課	
46	エレベーター設置事業	○車いすなどを使用する児童生徒が安全で容易に移動できるように充実した学校生活を送れるよう、各小中学校にエレベーターを設置します。	設置校数	100%	86% (50校)	未設置の学校については、教育センターと情報共有しながら、設置に向けて予算確保するとともに、計画どおり進められるよう取り組みました。	支援を必要とする児童・生徒の多い学校を優先的に、教育センターと連携しながら設置するようにしていますが、財政状況が厳しい中、設置の必要性を認識し、早期に全校設置できるよう、庁内での調整を図る必要があります。	教育委員会事務局・施設管理課	
47	第二次トイレ改修事業	○子どもたちにとって、清潔で使いやすい環境に整備します。 ○学校施設の老朽化対策の観点から総合的に改修します。	改修校数	100%	81% (44校)	学校において改修工事をする際には、工事期間中の児童・生徒の安全確保に留意するとともに、工事に伴う騒音・振動など学校授業に支障のないように工程を組みました。	トイレ床面を湿式から乾式、便器を和式から洋式に変更することによって、清潔で使いやすい、児童・生徒達が掃除などもきれいに行うようになり、トイレ改修は工事費用が多くなるため、校舎1系統列のみしか実施できていません。学校からは早期の実施と改修場所の拡張なども含めて要望がありますが、限られた予算の中でどのように進めて行くのか検討する必要があります。	教育委員会事務局・施設管理課	
48	小学校特別支援教育就学奨励、中学校特別支援教育就学奨励	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の就学に要する経費の負担を軽減するため、その経費の一部を補助することを通じ、就学奨励を図ります。	認定児童生徒数	350名	446名	支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の就学に要する経費負担を軽減するため、その経費の一部を補助することにより、就学奨励を促進することができました。その結果、認定児童生徒数は増加傾向にあります。	就学奨励の募集時期と同時に学校と連携して支援学級へ募集案内を送付し、制度の周知を行いました。また、就学奨励と同時に集中受付を行ったほか、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送受付も併せて行い、申込に係る保護者の負担軽減を図りました。	教育委員会事務局・教育総務課	
49	子どもをとりまく読書環境整備の取り組み	○「豊中市子ども読書活動連絡会」等により市民、事業者、関係部局、関係機関と連携し、市内のすべての子どもが本と出会い読書を楽しむことができるよう、読書環境を整えます。 ・活字を読むことが困難な子どもの読書を支えるために資料の充実・情報提供を行います。	障害者施設・支援学校への貸出冊数	10,000冊	7,759冊	すべての子どもが読書を楽しめるように、子ども読書活動連絡会等での情報共有や連携により、読書環境の整備に継続して取り組みました。 新型コロナウイルス感染症の影響による図書館休館中には、市内の障害者施設・支援事業所への絵本の配本を臨時で実施したほか、就学前の子どもを対象とした絵本リストと動画をホームページで紹介しました。感染症対策に留意しながら、施設や支援学校へ継続して貸出を行いました。活字を読むことが困難な子どもの読書相談の他、学校司書からも相談や予約依頼があり、資料の提供を行いました。	障害児通所支援事業所への絵本の配本により、通所施設との新たなつながりができました。市民との共催による「子どもと本のつどい」は、感染症対策に留意してオンラインで実施するなど、オンラインやWebを活用した新たな取り組みが実現しました。	教育委員会事務局・読書振興課	

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
50	ブックスタート事業	○乳幼児期からの本との出会いを支援するため、4か月児健診を受診するすべての赤ちゃんを対象にブックスタート事業「えほんはじめまして」を実施します。 ・視覚に障害のある人が受診の際には点字・デジナー・テープの3種類の案内を準備、また手渡す絵本に点字をつけて提供します。 ・健診会場には点字絵本や布絵本など障害のある人も楽しめる絵本の展示・紹介をしています。	会場での点字絵本等の展示・紹介数	300冊	0冊	障害のある受診者向けの音訳・点訳案内について、新しい図書室や備品設置状況を反映させた図書館利用案内を作成しました。また、ブックスタート事業に参加された保護者の方へ向けての紹介冊子「お誕生おめでとうございます」の点字・デジナー版も作成しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により会場でのブックスタート事業を休止したため点字絵本等の展示・紹介は実施できませんでした。	教育委員会事務局・読書振興課

(2)雇用・就労

基本方針	各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。 また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。 これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労について人の工賃向上に努めています。
令和2年度の 特徴的な取組	・障害のある人を対象とした市職員採用試験について、受験要件等の見直しを行い、募集を大幅に上回る応募がありました。また、市長部局及び全部局において法定雇用率及び「豊中市障害者活躍推進計画」の目標を上回りました。 ・精神障害者チャレンジ雇用対象者1名が、本人の意向による就職活動を行い就職しました。また、知的障害者チャレンジ雇用を開始し、業務の調整や研修への参加促進を行いました。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞に伴って表出してきた生活困窮者に対し、就労支援を中心とした生活再建に向けた支援を実施しました。
中分類に おける課題	・就労移行支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響下においても在宅での支援を行うことができましたが、一般就労への移行後の定着についての課題が残っており、就労定着支援事業所の増加等が望まれます。 ・障害者優先調達推進法に基づく物品・サービスの優先調達については、マスクや防護服を調達することにより目標を上回る調達実績となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が減退していることもあり、工賃向上のための取組みが必要です。
今後の取組	・「豊中市障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある人が働きやすい環境づくりなどの取組みを進めます。 ・引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞に伴って表出してきた生活困窮者に対し、就労支援を中心とした生活再建に向けた支援を実施します。 ・障害者の生産活動に係る工賃支援事業補助金を創設し、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した工賃相当額を補助することにより、障害のある人の生活を支援するとともに生産活動等にかかる意欲を醸成し、社会参加の促進を図ります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
51	地域就労支援事業	○障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若者などの就労困難者、生活困窮者に対する相談をはじめ、各種講座の実施や紹介、求人情報の提供などを行います。 (1) 就労相談及び生活困窮者自立支援事業を実施します。 (2) 就労実現に向けた意欲喚起や能力向上のための講座、職場体験等を実施します。 (3) 地域就労支援事業推進会議及びくらし再建パーソナルサポート事業連絡会を開催します。	相談者数	5,510人	8,991人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞に伴って表出してきた生活困窮者に対し、就労支援を中心とした生活再建に向けた支援を実施しました。また、必要な時適切な支援につなげられるよう地域の社会資源を活用し、多分野、多機関に渡る連携体制の強化を図りました。	・生活困窮者自立支援事業を実施するとともに、相談支援包括化推進員を配置し、多機関による包括的な相談支援につなげるため、支援会議を活用する等関係機関の間での情報共有を行いました。 ・地域就労支援事業において、障害のある人からの相談を159件受け付けましたが、新型コロナウイルスの影響を受け企業の採用活動が停滞したこともあり、就職につながった方は9人とどまりました。	市民協働部・くらし支援課
52	無料職業紹介事業	○市内外の事業所の求人獲得、求職者の求人事業所への紹介、各種面接会、面接対策講座などを実施しています。	就職件数	187件	194件	就労支援の出口機能として、求職者の個々の状況に応じた求人開拓を行い、的確なマッチングにつなげました。また、感染への配慮をしながら、障害者合同面接会を開催するとともに、求職者の定着支援を行い、事業者との信頼関係の強化にも取り組みました。	十分な感染対策を実施しながら、参加者同士が密にならないよう工夫し、障害者合同面接会を実施しました。面接会には21人が参加し、そのうち2人が採用につながりました。採用決定者数は決して多くないですが、参加企業参加者共に満足度が高い結果が得られました。	市民協働部・くらし支援課
53	障害者就労支援強化事業	○障害のある人の就労の促進を図るため、障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人などへの支援を行います。 ○市内の就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所への専門的スキル研修、就労先企業の開拓、就労環境整備の助言など、またこれらの事業所を利用し、就労した障害のある人への就労定着支援を行います。	①就労支援強化事業登録事業者数 ②就労支援強化事業における一般就労移行者数	①30事業所 ②93人	①37事業所 ②60人	障害福祉サービス事業所の活性化が進むとともに、障害者の福祉的就労から一般就労への移行が促進されました。	さらなる市内の障害福祉サービス事業所における就労移行支援体制の強化が必要です。	福祉部・障害福祉課
54	障害者職場体験実習	○一般就労を希望する障害のある人などに就労体験の場として市役所などを提供することにより、障害のある人の就労促進における先導的役割を果たすとともに、障害のある人の就労へ円滑な移行を促進します。 ○実習生の受け入れ可能と回答のあった職場で障害のある人が業務を体験(1か月以内)する場を提供します。	①実習職場数 ②実習人数	①28か所 ②38人	①17か所 ②24人	・実習生の受け入れが可能な職場で障害のある人が業務を体験する場を提供しました。 ・これまで受け入れのない職場でも実施してもらえるよう事業の周知をしました。	・受け入れ可能と回答のあった担当課のうち、案件マッチングしなかった案件や、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止になった案件がありました。委託先、受け入れ職場と調整し、実習日程や業務内容等を工夫する必要があります。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
55	就労移行支援	○一般企業などでの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。 ○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。	延利用人数	—	2,377人	一般企業等での就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために、一定期間、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援しました。	新型コロナウイルス感染症の影響下でも在宅における支援を行うことができました。一般就労へ移行後の定着についての課題は残っています。	福祉部・障害課
56	知的障害者就労支援事務	○市で雇用されている知的障害のある人が、再生紙回収、連絡配達、印刷、事務補助などの業務に円滑に従事できるように、就労支援を行います。	従事業務件数	200件	157件	・新型コロナウイルス感染症の影響で印刷依頼件数が減少していますが、新型コロナウイルス感染症対策に関わる業務など、初めての業務やイレギュラーな業務にも対応しました。 ・知的障害者チャレンジ雇用を開始し、業務の調整や研修への参加促進を行いました。	・年度状況により、依頼件数の増減もあるため、一定量のある業務や、新しい分野への業務拡大が課題です。	総務部・行政総務課
57	精神障害者チャレンジ雇用	○市で精神障害者を対象とした会計年度任用職員を雇用し、業務を行うことを通じて、企業等への就職につなげます。必要に応じて、キャリアカウンセリング、仕事紹介を行います。	民間企業等への就業移行者数	3人	1人	・精神障害者チャレンジ雇用対象者1名が、本人の意向による就職活動を行い、就職しました。 ・対象者について、定期的な面談を行い、意向や体調をふまえた本人の状況確認を行いました。	一人ひとりの適性や、体調の波に合わせた業務配慮が課題です。	総務部・行政総務課
57	精神障害者チャレンジ雇用	○市で精神障害者を対象とした会計年度任用職員を雇用し、業務を行うことを通じて、企業等への就職につなげます。必要に応じて、キャリアカウンセリング、仕事紹介を行います。	民間企業等への就業移行者数	3人	1人	精神障害のある人を対象とした採用試験を実施し、1名採用しました。 在職している者へは市での業務経験等を通じて、企業等への就職につながるよう支援しました。	より多くの方に受験していただけるよう、受験要件の見直しを行い、募集を大幅に上回る応募がありました。	総務部・人事課
58	採用試験事務	○障害のある人の雇用率2.5%以上を維持しさらなる向上に努めます。 ※障害者法定雇用率算定方法の改正(除外職員の縮小など)や、精神障害のある人の雇用義務化を考慮する必要があります。 ・身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施します。 ・知的障害のある人を会計年度任用職員として雇用します。また、行政総務課において、職員の日々の業務のフォローと庁内における職域開発を実施します。 ・精神障害のある人の障害特性に配慮した就労形態などについて調査研究を行い、精神障害のある人の就労の仕組みづくりに取り組めます。	障害者雇用率	2.6%以上	2.92%	市長部局における障害者雇用率は2.92%でした。(全部局2.67%) 身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施し、2名採用しました。 また、身体障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考試験を実施し、2名採用しました。 さらに、精神障害のある人を対象とした会計年度任用職員採用選考試験(チャレンジ雇用)を実施し、1名採用しました。	市長部局および全部局において法定雇用率及び計画の目標を上回りました。 令和3年3月より法定雇用率が2.5%から2.6%に改正されましたが、より一層障害者の雇用に力を入れていきます。 また、令和2年度より「豊中市障害者活躍推進計画」を策定し、障害のある人が働きやすい環境づくりを行っています。 障害のある人を対象とした採用試験については、受験要件等の見直しを行い、募集を大幅に上回る応募がありました。	総務部・人事課
59	就労継続支援	○一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。 ○通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。	延利用人数	—	9,459人	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援しました。	新型コロナウイルス感染症の影響下でも在宅における支援を行うことができました。利用者の工賃向上、一般就労への移行希望者への対応等の課題について取り組む必要があります。	福祉部・障害福祉課
60	就労定着支援	○就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたりに行います。	延利用人数	—	782人	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、事業所・家族等との連絡調整等を一定期間にわたりに行うことにより自立生活を支援しました。	一般就労へ移行した障害のある人に対するサービスであり、さらなる事業所の増加等が望まれます。	福祉部・障害福祉課
61	「福祉の店なかま」運営補助事業	○民間の障害福祉サービス事業所が、豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する「福祉の店なかま」の運営を支援します。 ○「福祉の店なかま」運営委員会に、豊中駅の公共スペースを無償貸与(光熱水費・共益費は自己負担)します。 ※「福祉の店なかま」は、障害福祉サービス事業所の活動や授産製品、そこでのボランティア活動を広く市民に知っていただくために、民間の障害福祉サービス事業所が協力しあう取組であり、豊中市社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する市内の障害福祉サービス事業所が参加できるものです。	①参加団体数 ②市が指定した就労継続支援事業所の参加率(%)	②50%以上	①25団体 ②38.5%	前年度に引き続き豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する福祉の店「なかま」の運営を支援、事業所間のネットワークづくりを図るとともに、福祉作業所及び授産製品について市民への理解を広げました。	福祉の店「なかま」の活動状況等について市民に啓発・周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課
62	総合評価入札関連事務	○清掃警備業務委託の受注業者を決定するにあたり、価格のみによる競争入札方式による決定ではなく、女性や障害のある人などの雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで業者決定を行い、女性や障害のある人などの雇用機会の確保を図ります。	契約件数	5件	2件	総合評価入札を実施することにより、女性や障害のある人などの雇用機会の確保、環境への配慮や男女共同参画社会の実現など施策の推進を図りました。 清掃・有人警備業務以外の労働提供型業務についても、前年度に決定したモデル事業の受注業者を、雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで決定しました。	清掃・有人警備業務委託以外の労働提供型業務委託への総合評価入札の評価項目の設定 ・包括施設管理委託(資産管理課執行)への移行	総務部・契約検査課
63	障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用	○障害福祉サービス事業所等の障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスを豊中市において優先的に調達することを進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスをホームページなどでまとめ、調達を促進します。 ○庁内から記念品等を授産製品に贈呈する旨の相談がある際、市内授産製品作成事業所との橋渡しを行い、実施に協力します。	①障害者就労施設等から市が調達した物品の額 ②障害者就労施設等から市が調達した役務の額	現水準以上	①3,223,968円 ②39,976,168円	・障害者施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障害者施設等で働く障害のある人の経済基盤の安定につなげるようにしました。 ・ホームページ以外でも市職員が調達内容を確認できるように、庁内情報システム内に調達内容一覧を掲載しました。	・新型コロナウイルス感染症対策としてマスクや防護服の調達を行うことで、目標を上回る調達実績となりました。 ・調達を行う部局に限られていることや市出資法人における実績が少ないことから、制度のさらなる周知が必要です。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
64	授産製品等あっせん販売	○民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品について、市職員の理解と利用を広げます。 ○職員厚生会と協力して、民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品を市職員に紹介し、購入希望者のとりまとめを行います。	売上高	—	402,580円	・新商品のリスト作成や商品の展示を行い、職員の購入促進を図りました。	・障害者施設等で働く障害のある人の経済基盤の安定につなげることができました。 ・より多くの職員の購入につながるよう、事業所とともに魅力ある商品づくりに向けた取組みを進める必要があります。	福祉部・障害福祉課

(3)生涯学習、文化・スポーツ活動

基本方針	生涯学習や文化・スポーツ活動を通じて、障害のある人とない人とが交流する機会を設けるとともに、障害のある人の社会参加や生きがいづくりを支援していきます。
令和2年度の特徴的な取組	・対面朗読の代替サービスとしてICレコーダーに音声を吹き込んで提供するとともに、図書館に来館しなくても対面朗読がうけられるようWeb会議システムを用いた方式を追加することで、利用者の利便性向上につながりました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習、文化・スポーツ活動の多くが中止・延期となりました。
中分類における課題	・障害者向け各種講座については、障害のある人の社会参加・交流の場として不可欠であることから、民間事業者の柔軟なスキルを取り入れるなど講座の継続、充実に向けた取組みを進める必要があります。
今後の取組	・障害のある人の健康維持・増進のためのスポーツ系の講座や、教養を高めるための文化講座について、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施します。また、終了時にアンケートを実施するなど、受講者の声を聴き講座の再構築の参考にします。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
65	障害福祉センターひまわり施設運営	○障害のある人の文化と教養の向上、自立と社会参加の促進のための便宜を総合的に供与することにより、障害のある人の福祉の増進に資するため次の事業を行います。 ・貸室利用 ・障害者団体行事のためのマイクロバスの運行	貸室稼働率	50%以上	18.8%	障害のある人の文化と教養の向上や多くの方の交流のためにも新たな団体の貸室利用や有料団体の利用が増えるように取り組みました。福祉バスの利用希望に対し、走行距離の延長を検討するなど、市内外へ活動に出かける団体のニーズに対応することにより、障害のある人の社会参加・自立を支援しました。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発出されたことで、貸室事業・福祉バス利用が中止となる期間があり、利用人数・利用回数が少なくなりました。一方で、新しい団体(有料団体)の体育室利用が増加しており、新たな団体を利用されることで、ひまわりのPRIになりました。	福祉部・障害福祉課
66	障害福祉センターひまわり講座	○在宅の障害のある人に、さまざまな情報提供を行い、自立支援・社会参加を促進することを目的に、障害のある人の自己実現を図る機会とします。	①参加実人数 ②文化系講座の延実施回数 ③スポーツ系講座の延実施回数	①4,500人 ②186回 ③144回	①1,346人 ②156回 ③72回	・障害のある人の自立支援・社会参加のため様々な講座を提供し、参加者の交流を深める中で、個々が目標や楽しみを見出す機会となりました。コロナ禍においては、講座を中止し、開講の際も定員を減らす、内容の精査を行うなど感染防止対策を講じました。 ・土曜日講座では、平日講座と異なり、日中活動系の事業所へ通っている方の参加があり、感染防止対策を講じながら、余暇の充実を図ることができました。 ・難聴者向け手話講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響のためか応募がなく、中止しました。	コロナ禍においては、感染防止対策を講じながらも充実した講座を実施するための検討が必要です。参加者からの低下がみられたという声があるなど、障害のある人の社会参加・交流の場として不可欠な事業であることから、民間事業者の柔軟なスキルを取り入れるなど継続、充実に向けた取組みを進める必要があります。	福祉部・障害福祉課
67	障害者青年教室補助事業	○障害のある青年の学習機会の一つとして、障害者施設等における文化・体育教室の実施を支援します。	補助施設数(教室数)	15施設(20教室)	17施設(28教室)	障害のある青年の文化教養の向上と、生活に必要な知識、技術の習得を図りました。	障害者青年教室を開催する障害者施設等に補助金を交付し、障害のある人の文化教養の向上と生活に必要な知識、技術の習得に貢献しました。	教育委員会教育事務局・社
68	公民館登録グループ支援	○障害のある人を含めたすべての市民の生涯学習活動を推進するため、自主的・継続的に社会教育活動を行う小グループを支援します。 ・中央、蛸池、庄内、千里の各公民館で実施。	地域でボランティア活動をした登録グループ数	100グループ	11グループ	手話や要約筆記などを学ぶ公民館登録グループの活動の場を提供しました。新型コロナウイルスの影響により、地域でボランティア活動をした登録グループの数は減少しました。	ボランティア活動については、障害者施設での活動のほか、学校等で手話や要約筆記を教えることで、次世代に学びをつなげていく必要があると考えます。	教育委員会公民館事務局・中

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
69	分館活動支援	○文化祭、体育祭などの行事や公民館活動を通して、障害のある人を含めた地域のすべての人を対象に生涯学習、文化活動、仲間づくりの場としての公民館活動を支援します。	①事業実施回数 ②事業参加者数	①19,300回 ②750,000人	①10,653回 ②186,818人	これまで各公民館において、体育祭・文化祭などの行事や人権学習講座、春講座、秋講座などが実施されていましたが、昨年初頭から全世界で猛威を振るい始めた新型コロナウイルスの影響により、予定していた事業を見合わせる分館が続出。行事では前年度の2割強、講座では1割強の参加者に留まりました。	3年度に入ってもコロナは沈静化しそわなく、小学校などの施設に人を集めて行う従来の事業に代わる事業形態に転換していく必要があると思われます。	教育委員会事務局・中 公民館
70	市民ホール指定管理事業	○文化芸術の鑑賞・参加・創造の場の提供並びに文化芸術を担う人材育成を図ります。 ・自主公演の入場料につき、障害者手帳等の提示により割引。	障害のある人の来場人数	250人	80人	・障害のある人にも楽しんでいただけるような自主事業の企画を検討しました。 ・安心して観覧できるよう独自のガイドラインを作成しました。	事業自体は67公演行われましたが、コロナ禍により無観客での配信に変更、または関係者のみでの開催になるなど、来館自体ができない状況が続きました。また公演についても、外出自粛が続いたうえ、20公演以上が中止や延期になりました。独自のガイドラインを作成し、開催された催事については感染防止対策を施策しました。	(豊中市市民ホール指定管理)
71	スポーツに親しめる環境の整備	○障害のある子どもが保護者ととも遊具を利用した遊びをとおして、健康の増進と体力の向上を図ります。 ・千里・庄内・豊島体育館で実施。 ・トランポリン、マット、跳び箱、平均台、バランスボールなどを使用し、遊びを通じて身体を動かします。	障害児チャレンジスポーツ利用者数	-	23人	昨年度に引き続き、対象者の枠を拡張し、障害のある、もしくは支援の必要な子どもと保護者に対し、のびのび身体を動かせる場を提供しました。併せて障害者スポーツ事業の周知を図るため、年間を通じた事業案内を発行し、屋内体育施設及び、関係団体に配布しました。	新型コロナウイルス感染症防止のため、3回中止となるとともに、参加者数も減少し、達成状況は昨年度と比べ、約7割減少しました。引き続き、のびのびと身体を動かせる場を提供し、より多くの方に参加いただけるように努めます。	都市活力度・スポーツ 振興課
72	体育施設運営管理	○障害のある人の社会参加の促進のため、体育施設の個人利用料につき、障害者手帳等の提示により障害者料金の適用(本人、介助者)を行います。また、駐車料金の免除を行います。	優待利用したの延人数	-	12,813人	障害のある人が体育施設や駐車場を利用する際に、障害者料金の適用や駐車料金の免除を行いました。	新型コロナウイルス感染症の影響により、体育施設の体館や、施設利用者が減少したことに伴い、達成状況は昨年度と比べ、約3割減少しました。引き続き、障害のある人が体育施設や駐車場を利用する際に、障害者料金の適用や駐車料金の免除を行い、利用促進に努めます。	都市活力度・スポーツ 振興課
73	図書館活動・すべての人への資料提供事業	○すべての市民に知る自由を保障するため、障害のある人に対面朗読や点訳・音訳資料の提供、宅配等を行います。	録音・点字図書等の貸出冊数	1,000冊	1,642冊	緊急事態宣言の発出をうけて、対面朗読の実施が困難になったことへの代替サービスとして、ICレコーダーに音声を吹き込んで提供しました。図書館に来館しなくても対面朗読が受けられるよう、Web会議システムを用いた対面朗読方式を追加実施しました。	対面朗読の代替措置や新方式の追加は新型コロナウイルス等感染拡大防止になるとともに、利用者の利便性向上につながりました。引き続き小学生の学習に対応する音訳資料が不足しています。	教育委員会事務局・読書振興課
74	図書館を拠点とした地域・市民との協働事業	○地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組む観点から、図書館に求められる役割を追求し、地域社会の課題解決と向上をめざします。 ・地域情報を図書館に集め、市民と協働し、さまざまな事業に取り組めます。 ○地域の文化創造に積極的に参画し、コミュニティを活性化するため、市民と協働し、さまざまな事業に取り組めます。 ・豊中市身体障害者福祉視覚部会、音訳ボランティア、障害福祉センターひまわりと図書館が協働・連携して行う音訳図書選定会議をはじめ、子どもをとりまく読書環境整備の取組、しよないREK、北摂アーカイブスなどの各事業を行うとともに、千里文化センター市民運営会議、地域教育協議会などとも連携し事業に取り組めます。	各種団体、地域の活動団体・グループとの共催・協力事業実施回数	760回	169回	音訳図書選定会議を関係団体と連携して実施しました。その他、直接的には障害者向けサービスではありませんが、しよないREKや図書館サポーター事業、北摂アーカイブスやボランティア講座などを市民と協働して実施しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動の多くが休止になりました。活動場所の提供以外でも、様々な方法で活動が継続できるようサポートしていく必要があります。	教育委員会事務局・読書振興課

 支えあい安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

基本方針	障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービスなどの充実に努めていくとともに、身近な地域において保健・医療サービスを受けられる提供体制の充実に努めていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・精神保健福祉相談においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や関係機関からの相談件数が増加しました。
中分類における課題	・難病事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により対面型の訪問や面接を控えたため、電話での相談対応が増加しました。感染症蔓延時の保健師や専門職による支援の方法・手段を検討・変更する必要があります。
今後の取組	・「豊中市メンタルヘルス計画」に基づき、引き続き市民や関係者のメンタルヘルスリテラシーの向上に努め、予防に取り組むとともに、不調等への適切な対処ができるよう支援します。また、「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を継続実施します。 ・新規の難病患者について、事前アンケートに基づく電話対応を実施することで患者のニーズや課題の把握に努め、効果的な支援を展開していきます。専門相談については優先度や緊急性を考慮し、適切な援助方法で効果的な支援を行います。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
75	自立支援医療(更生医療)	○身体障害のある人に対し、障害の軽減や機能回復を目的とした医療処置を実施し、障害のある人の更生を促進させ、治療を公費助成することにより経済的負担の軽減を図ります。 ・障害程度を軽くしたり、残された機能を回復させることを目的として指定医療機関で手術を受ける場合、必要な医療費を補助します。	①延利用件数 ②支給総額	-	①4,759件 ②520,468,585円	補助を行うとともに、制度を適正に執行しました。	手術などを受けることにより、身体そのものの機能障害が改善・軽減され、日常生活や職業生活に適合することができるとともに、経済的負担が軽減されました。	福祉部・障害福祉課
76	自立支援医療(育成医療)	○身体に障害のある児童の福祉の向上を図るため、その費用全部または一部を負担することによって、早期治療による障害の除去ないし軽減を図り、生活能力を得ることを目的とします。 ・18歳未満の児童が指定医療機関で治療を受けることにより、入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担します。	①延利用件数 ②支給総額	-	①113件 ②2,185,085円	補助を行うとともに、制度を適正に執行しました。	入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担することにより、早期治療が図られるとともに、患者家族の経済的・精神的負担の軽減が図られました。	福祉部・障害福祉課
77	自立支援医療(精神通院)の受付	○指定医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を大阪府が公費負担するもので、市で申請を受け付けています。	①受給者数 ②支給総額	-	①7,754件 ②-	申請の受付を行いました。また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	通院にかかる医療費の一部を公費負担することにより、継続的治療及び経済的負担の軽減が図られました。	福祉部・障害福祉課
78	障害者医療費助成事業	○重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ・各種医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	助成額	-	742,187千円	対象者に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図りました。	中度の障害のある人なども障害者医療制度の対象に含めること、近隣府県の医療機関で受診した場合においても現物給付ができるようにすることを、府に対して要望しました。	健康医療部・保険給付課
79	保険給付事業(精神・結核医療給付金)	○国民健康保険被保険者の疾病などに関して必要な給付を行い、健康の保持及び増進を図ります。 ○障害者総合支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療を受けたときの自己負担金を助成します。	精神・結核医療給付金	-	59,299千円	障害者総合支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療に関して必要な給付を行いました。	大阪府内の国民健康保険以外では実施されていないことが多く、府外医療機関への周知が困難です。	健康医療部・保険給付課
80	老人医療費助成事業	○平成30年(2018年)4月1日より福祉医療の再構築により廃止。 ただし、平成30年(2018年)3月31日時点の老人医療対象者については、平成33年(2021年)3月31日までの経過措置あり。	-	-	63,791千円	平成30年(2018年)3月31日時点での老人医療対象者に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図りました。	令和3年(2021年)3月31日をもって経過期間が終了するため対象者及び医療機関へ周知を行いました。	健康医療部・保険給付課
81	障害者(児)歯科診療事業	○一般医療で治療が困難な障害のある人への歯科診療の受診環境を整備し、保健・医療分野における障害のある人に対する支援の充実を図ります。 ・(一財)豊中市医療保健センターに事業委託し、市立庄内保健センターにおいて一般医療で治療が困難な障害のある人の歯科診療を行います。(毎週水曜日14時から16時。祝日、夏期(8月14日・15日)、年末年始期間除く)	受診者数	800人	502人	一般の歯科医療で治療が困難な障害のある人への歯科診療を実施しました。	対象者の歯科保健に寄与しました。	健康医療部・健康政策課
82	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	6,251件	市民、関係機関への相談窓口の周知を行いました。また、「豊中市メンタルヘルス計画」実施計画に基づき多機関・多職種協働で相談事業を含むメンタルヘルス対策の総合的かつ計画的な取組みを推進しました。7月より「コロナこころのケアダイヤルとよなか」を設置し、専門相談員を配置してこころのケア相談事業を拡充しました。	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や関係機関からの相談件数が増加しました。様々な分野でメンタルヘルス問題への対応はあるため、多分野多職種が適切な対応をできるように市民や関係者のリテラシー向上への取組みは継続する必要があります。	健康医療部・保健予防課
83	精神保健福祉講座	○各種精神疾患の初期症状や前兆に気づき、早期に適切な対処ができるよう知識の普及を図ります。 ・こころの健康づくりや各種精神障害などに関する講座などを開催し、疾病の理解や治療、対処方法などについて正しい知識の普及を行います。	受講者数	5,600人	738件	コロナ禍のため、感染症に留意しながらWebを活用し、「豊中市メンタルヘルス計画」実施計画に基づき多機関・多職種協働で講座などを実施しました。また精神保健福祉問題にかかる各種講座、こころの健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療、社会復帰のための知識の普及講座を実施しました。	多機関・多職種協働で講座などを実施し、知識の普及に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策の影響、保健所業務(コロナ対応)の併務もあり、件数は減少しました。	健康医療部・保健予防課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
84	難病事業	○難病患者・家族が地域で安心して療養しながら生活できるような支援し、患者及び家族の生活の質の維持・向上を図ります。 ・難病患者及び家族への療養相談の実施や、講演会の開催、関係機関との連携により在宅療養生活の支援を行います。	相談延件数	4,300人	2,141人	・新規患者のほぼ全数に電話により患者のニーズを把握するとともに、医療・介護・福祉・就労の関係機関等と相互に連携し、患者のニーズに合った個別支援を行いました。 ・就労相談会は実施せず、ハローワークの就労支援のチラシを阪大病院、大阪刀根山医療センター、国立循環器病研究センターに配架しました。 ・新規申請者に防災ガイドを配布し、災害への備えについて周知を行いました。指定難病・小児慢性特定疾病以外の24時間人工呼吸器使用者を訪問看護ステーション等関係機関と連携して、把握しました。また、Aランク患者に関する情報提供と理解促進を図るため、広報、Twitter、ホームページ等で啓発しました。 ・広域的な課題である医療提供体制や療養生活支援体制について大阪府が主催する難病児者支援対策会議が中止となり資料共有しました。 ・難病児者支援対策会議の事業検討会議に参加し府保健所と各核市・政令市の難病事業や現状について情報共有し、よりよい事業の推進に向けて課題を共有、検討しました。	・新型コロナウイルス感染症により訪問・面接の人数が減少し、電話での相談対応が増えました。感染症蔓延時の保健師や専門職による支援の方法・手段を検討・変更する必要があります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で防災プランが作成できなかった人には引き続き次年度作成していきます。 ・大阪北部地域神経筋難病医療ネットワーク会議の研修会や関係機関研修会や北ブロック会議等を中止しました。オンラインでの配信を検討していきます。	健康医療部・保健予防課
85	HIV抗原抗体検査	○HIV等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的とします。 ○プライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行います。検査の結果、陽性とわかった人には医療機関の紹介もを行います。	受験者数	250人	34人	コロナ禍のため、4月～12月まで事業を中止していました。 事業再開後は感染症対策を十分に図るため予約制としましたが、プライバシーには十分配慮して取り組みました。 梅毒、HIVともに陽性者はいませんでした。	新型コロナウイルス感染症対応のため、事業を中止していたことから目標値から大きく外れた受検者数となりましたが、梅毒・HIVの感染者数が減少しているわけではないため、今後も新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、梅毒・HIV検査のセット検査は実施する必要があります。	健康医療部・保健予防課
86	健康相談事業	○エイズや性感染症などの予防・症状・感染・治療について、医師・保健師が相談を受けます。相談者が正しい知識を持ち、不安の軽減を図るために面接・電話にて相談を受けます。	相談者数	700人	200人	エイズや梅毒などの性感染症などの予防や治療等について、電話や面接で相談を受け、不安の軽減を図りました。	電話や面接等で相談を実施し、不安の軽減を図りました。 検査実施回数が減少したため、目標よりも低値となりました。	健康医療部・保健予防課
87	エイズ予防対策事業	○エイズについての正しい知識の普及啓発を行います。 ・6月1日～7日：HIV検査普及週間 ・12月1日：世界エイズデー ・学校で性感染症予防教育を実施するうえでの相談・支援。	①イベント開催回数 ②参加者数	①25回 ②6,000人	①0回 ②0人	コロナ禍のため、イベント等は全面中止となりました。 また、学校で性教育を直接実施することも中止としました。学校からの相談については随時受けました。	学校での性教育をオンラインやDVDなどで実施できるよう、媒体を検討する必要があります。	健康医療部・保健予防課

(2) 自立した生活の支援

基本方針	障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛等が続いたため、居宅におけるサービスの需要が高まりました。 ・発達障害者支援事業においては、開放デーや集団活動を中止し、個別活動を重点に支援しました。個別活動のプログラムの中で他者との関わりを取り入れるなど、支援方法を見直しました。 ・医療的ケアのある重症心身障害者支援にかかる施設運営補助制度を創設し、重症心身障害のある人の日中活動の場の確保に取り組みました。
中分類における課題	・継続的に障害のある人の在宅生活を支援するため、さらなる事業所の増加等が望まれます。 ・利用ニーズに対応するための障害者グループホームの確保、設置促進、空き状況等の情報集中化等の課題があります。 ・コロナ禍において、発達障害に関して家族から相談や疲弊の声などが寄せられたこともあり、支援者側への支援が課題です。 ・聴覚障害のある人が来庁せずに手続きをする場合、申請書類の書き方等についても気軽に尋ねることが難しいことから、遠隔での手話対応やファックス以外の問い合わせ方法を検討する必要があります。
今後の取組	・発達障害者支援事業については、引き続きパンフレットの配布や広報誌への掲載により広く市民に相談窓口の周知を図り支援につなげるとともに、市民講座を実施し、発達障害への気づきや理解を深める機会をつくります。 ・「第2期豊中市障害者グループホーム整備方針」を公表・周知し、利用ニーズに応じた障害者グループホームの設置を促進します。 ・遠隔手話通訳を導入し、コロナ禍におけるコミュニケーション支援を図ります。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
88	居宅介護	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進します。 ・居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	実利用人数	—	1,384人	障害者の家庭にヘルパーを派遣することで在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進しました。	新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛等が続いたため、居宅におけるサービスの需要が高まりました。継続的に障害のある人の在宅生活を支援するために、さらなる事業所の増加等が望まれます。	福祉部・障害課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
89	重度訪問介護	○重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、最重度の人で重度訪問介護を利用している人が入院した際には、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。	実利用人数	—	63人	重度の肢体不自由者その他の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する移動支援等を総合的に行いました。	平成26年度より行動障害の著しい知的障害のある人及び精神障害のある人に対象が拡大されましたが、さらなるニーズへの対応が必要です。	福祉部・障害福祉課
90	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業	○介護保険制度の訪問介護などの利用にあたり、障害者施策によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害のある人などの利用者負担について軽減措置を講じることによりサービスの継続的な利用の促進を図ります。	件数	—	0件	障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者に対し、負担軽減を行うことにより、継続してサービスを利用できるよう支援する体制を整えました。令和2年度は対象者はいませんでした。	継続した事業周知が必要です。	福祉部・長寿安心課
91	訪問入浴サービス事業	○家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・重度身体障害のある人の居室を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	①21人 ②2,262回	家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図りました。	平成27年度より月当たりの利用回数を10回に拡大したことに伴い、対応できる事業所の確保が望まれます。	福祉部・障害福祉課
92	施設入浴サービス事業	○家族のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・入浴設備での入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	①12人 ②583回	家族のみでは入浴困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図りました。施設入浴を希望される方のニーズを聞きながら実施しました。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、緊急事態宣言発出後も、施設入浴については日常生活の中で必要不可欠であるという認識と、他の方法での入浴が困難であるため、継続実施しました。	福祉部・障害福祉課
93	在宅給食サービス事業	○食の確保が困難な在宅の障害のある人に対して、栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、健康維持や疾病予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施し、地域で安心して暮らせるよう食の自立を支援します。	給付決定人数	—	9人	食事作りが困難な在宅の障害者に対して栄養バランスの取れた食事を定期的に提供するとともに、配食時に安否確認を実施しました。	安否確認を実施する民間の給食サービス提供事業者が参入してきており、事業の見直しが必要です。	福祉部・障害福祉課
94	発達障害者支援事業	○主として発達障害に起因する日常生活上の問題に対して医療リハ職、社会福祉職等の専門職が支援することによって、発達障害者の福祉の向上を図ります。身近な地域で専門職からの相談・支援が受けられる体制の充実を図るとともに、特にひきこもり等に対してはアウトリーチや他機関と重層的な連携を図ることで切れ目のない支援を行っています。	支援延件数	360件	415件	・発達障害に起因して日常生活に問題を抱える本人及び家族に対して、社会福祉職等の専門職が支援しました。 ・家族勉強会を実施し、発達障害の理解、家族間の交流を深める機会となりました。コロナ禍においてひきこもり家族交流会が実施できず、リモートでの交流会を企画しましたが、参加がありませんでした。 ・児童発達支援センター、くらし支援課や保健所と支援会議を行い、連携を深めました。	・コロナ禍においては、居場所支援で行った開放デーや集団活動を中止し、個別活動を重点に支援しました。個別活動のプログラムの中で、他者との関わりを取り入れるなど、支援方法の見直しをしました。 ・コロナ禍においては、家族からの発達障害への相談が寄せられました。関わり方の相談や疲弊の声などの電話相談があり、支援者側への支援が課題です。	福祉部・障害福祉課
95	機能回復訓練	○心身の障害によって生活機能が低下あるいはその恐れがある者に対して、社会的機能訓練を行うとともに、介護者を含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導および助言を行います。 ・個別、集団訓練、および指導を行います。対象者及び介護者に対する助言を専門職が行います。	①利用人数 ②利用延回数	①25人 ②200回	①48人 ②129回	生活機能が低下あるいはその恐れがある者に、訓練を実施し、介護者も含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導及び相談を行い、日常生活動作の維持・向上を促進しました。生活介護事業などを訪問し、相談などに助言や訓練を実施しました。	生活機能が低下しているあるいはその恐れがある者に、訓練を実施しました。日中活動の場に出向き、相談や困りごとに助言する訪問支援などを感染防止に努めながら実施しました。児童発達支援センターと切れ目のない支援できる連携が必要です。	福祉部・障害福祉課
96	歩行訓練	○視覚障害のある人に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、自立支援・社会参加の促進を図ります。 ・訓練は週2回以内、3時間単位、期間6か月以内。	歩行訓練延回数	250回	129回	視覚障害のある人に対し、通勤、通院等の場面での歩行訓練、ITでの情報収集などの生活訓練を行い、社会参加の促進を図りました。コロナ禍においては、感染防止対策を行いながら実施しました。	視覚障害のある人に対し、買い物先や通学等の歩行訓練を行いました。ひとり歩きのための歩行訓練は、コロナ禍において同行支援サービスを利用できないケースもあったことなどから、自立した対応策として重要性が高いです。また、通学されている方の校内での歩行訓練など、わかりやすい説明や特性に応じた対応が必要です。	福祉部・障害福祉課
97	障害者外出支援サービス事業	○一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援し、福祉の増進を図ります。 ○対象者のうち希望する人をあらかじめ登録し、市内や隣接市等への移動を自動車支援します。	①登録者数 ②利用回数	—	①508人 ②1,883回	一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出を控えることが多かったため、前年度より利用回数が減少しました。	福祉部・障害福祉課
98	行動支援	○行動上著しい困難を有する障害のある人などの外出の機会を確保します。 ○対象となる障害のある人などが行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護を行います。	延利用人数	—	225人	行動上著しい困難を有する常時介護を要する人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行いました。	行動支援従事者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
99	同行支援	○視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人などが外出する時に、障害のある人などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援その他、障害のある人などが外出する際の必要な援助を行います。	延利用者数	—	2,003人	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について同行支援を行うことにより社会参加等について必要な支援を行いました。	同行支援従事者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
100	移動支援	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援し、障害のある人などの地域における自立生活及び社会参加を促進します。	延利用人数	—	11,350人	障害のある人にガイドヘルパーを派遣し、自立と社会参加を促進しました。	新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛等が呼びかけられ、移動支援の需要が低下しました。しかし本事業は、障害のある人の社会参加や余暇活動等に寄与するサービスであるため、利用者のニーズに対応するための事業所数が確保されている必要があります。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
101	豊中市役所自動車駐車場使用料割引	○障害のある人の社会参加の促進のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他市長がこれらの人に準ずると認められる人が運転または同乗している自動車を駐車させる時に使用料の割引を行います。	障害者手帳による減免件数	-	-	駐車場を運営する名鉄自動車株式会社から身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に対して割引を行いました。	-	総務部・行政課
102	生活介護	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	延利用人数	-	14,113人	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供することができました。	利用希望に対して、受入事業所が待機状態であり、すぐに利用ができません。特に医療的ケアに対応できる事業所の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
103	療養介護	○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の世話をを行い、利用者の福祉の増進を図ります。 ・医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。	実利用人数	-	47人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行うことにより福祉及び医療の増進を図ることができました。	利用希望に対して、受入事業所が待機状態であり、すぐに利用ができません。	福祉部・障害福祉課
104	自立訓練	○地域生活を希望する人が、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう支援します。 ・障害のある人の身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行います。	延利用人数	-	602人	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことにより自立した日常生活又は社会生活ができるようになりました。	事業所数が少なく、また、機能訓練については事業所がなく、ニーズに対応するため新たな参加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
105	自立生活援助	○障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人でひとり暮らしを希望する人等について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。	延利用人数	-	29人	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人でひとり暮らしを希望する人等について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで、本人の意思を尊重した地域生活を支援しました。	支援を必要とする人のニーズに対応するため、さらなる事業所の増加等が望まれます。	福祉部・障害福祉課
106	短期入所	○障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間の入所をさせ、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。	延利用人数	-	3,916人	障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害者及びその家族の福祉の向上を図りました。	医療的ケアのある利用者に対応できる事業所が少ないため、様々なニーズに対応できる事業者の増加が望まれます。	福祉部・障害福祉課
107	短期入所緊急利用事業	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。 ・自立支援給付の短期入所とは別に、豊中市が民間事業所の空床を1床確保し、家族の急な疾病などの緊急時の利用に対応します。	延利用人数	-	-	令和元年度をもって事業完了	-	福祉部・障害福祉課
108	日中一時支援	○障害のある人などの日中における活動の場、障害のある人などの家族の就労支援、障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。 ・日中、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行います。	延利用人数	-	602人	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図りました。	児童の継続利用(タイムケア)については、放課後等デイサービスとの役割が明確化されており、制度の趣旨に沿って運用する必要があります。	福祉部・障害福祉課
109	地域活動支援センター事業	○障害者生活支援については、在宅の障害のある人に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会参加の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、情報の提供を総合的に行うことにより障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。 ○地域活動支援センター事業については、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより障害のある人の社会復帰と自立、社会参加を図ります。	①相談支援型延利用回数 ②活動支援型延利用回数	①10,000回 ②200回	①11,793回 ②156回	在宅障害者の自立と社会参加の促進、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行うことにより、障害のある人の社会復帰、自立と社会参加を図ることができました。	引き続き障害のある人の社会参加のため、利用促進を図ります。	福祉部・障害福祉課
110	たちばな園施設運営	○たちばな園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。 ・個別支援計画を作成し、それに基づいて利用者に日中活動支援、送迎バス内での支援、看護師による日常的な健康管理、医師による定期的な健康管理を提供します。また、必要に応じて家族との連絡・相談支援を行います。	①登録者数 ②月平均利用者数	②30人	①40人 ②20人	指定管理事業者による運営は、引き継がれた内容と協定書に基づき安心安全かつ円滑に進めることができました。また、モニタリングを行い指定管理事業者にフィードバックすることで、サービス水準の向上に取り組みました。市域における重症心身障害者の日中活動の場の確保に向け、医療的ケアの支援スキル伝達事業を実施し、市域事業者が受入れに向けて準備できるよう取組みを重ねました。	協定書に基づき安心安全な運営を進めることができました。年度評価においても、協定書で決められた水準以上に維持でき問題のない運営状況でした。市域における重症心身障害者の医療的ケアの支援スキル伝達事業においては、参加する事業者が限られている現状から、医療的ケアが必要な利用者を安全に受け入れるための体制や運営方法について、意見聴取と分析を行い参加促進を行い、受け入れ可能な事業所を広げていく必要があります。	福祉部・障害福祉課
111	補装具	○身体障害のある人に対して補装具を交付及び修理することにより、身体障害のある人の身体上の障害を補います。 ・交付申請を受け、補装具費用などを支給します。	交付及び修理件数	-	632件	補装具費を適切に支給しました。	障害のある人が補装具の支給を受けて、活動や行動範囲が広がりました。	福祉部・障害福祉課
112	日常生活用具	○在宅の障害のある人や難病患者などに対し、それぞれの障害に応じて日常生活を容易にするため、蓄便袋や蓄尿袋、特殊寝台などの日常生活用具の給付(一部貸与)を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	①日常生活用具給付件数 ②小児慢性特定疾患日常生活用具給付件数	-	①8,988件 ②9件	在宅障害者等の日常生活の便宜が図られるよう、日常生活用具給付費を適切に支給しました。	日常生活用具を給付等することにより、在宅障害者等の日常生活の便宜が図られました。	福祉部・障害福祉課
113	難聴児補聴器	○身体障害者手帳の交付の対象とならない補聴器の購入に要する費用の一部を補助するとともに、その検査に要した費用を支給します。	交付件数	-	14件	難聴児の補聴器の交付・修理を適切に支給しました。	軽度・中等度の難聴児の言語習得や教育等における健全な発達を支援し、福祉の向上を図りました。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
114	福祉電話・ファックス貸与	○福祉電話:身体障害のある人に対して、電話料金の一部を助成することで、経済的負担の軽減とコミュニケーション、緊急連絡の手段としての電話の保有、維持を図ります。 ・難聴者や外出困難な在宅の身体障害のある人に対して、福祉電話を貸与し、使用料(基本料金)の負担を行います。 ○ファックス:重度の聴覚障害のある人にファックスを貸与し、市と聴覚障害のある人との意思疎通を図るとともに、情報の収集、緊急時の相互連絡など社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。	①福祉電話貸与台数 ②ファックス貸与台数	-	①21台 ②2台	福祉電話・ファックスの貸与を行いました。また、ファックス貸与については、日常生活用具の給付に切り替えました。	・福祉電話:福祉電話を貸与することで通信手段を確保し、安心できる生活環境の整備を図りました。 ・ファックス:市と聴覚障害者との通信手段を確保し、聴覚障害者が安定して生活できる環境の整備に寄与しました。 ・ファックスについては、貸与から日常生活用具給付へと見直しを行いました。	福祉部・障害福祉課
115	施設入所支援	○施設入所者の福祉の増進を図ります。 ・夜間に介護が必要な人、適所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。)	実利用人数	-	223人	地域生活を営むのが困難な障害のある人に対して福祉の増進を図りました。	利用希望に対して、受入事業所が待機状態であり、すぐに利用ができない状況です。	福祉部・障害福祉課
116	障害者福祉施設整備補助	○社会福祉法人などが行う新規の施設整備や既存施設のスプリンクラー、自動火災報知機、防犯設備整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者などの福祉の向上を図ります。 ・社会福祉施設の整備にかかる事前協議に基づき、市として審査を行い、国に対して協議を行います。 ・原則として、国庫基準額に対し国庫負担が2分の1、中核市負担が4分の1、事業所負担が4分の1です。	助成施設数	-	-	・生活介護事業所の新規整備について、選定部会にて審査、国庫補助申請を行い、令和3年度に繰越しました。 ・令和元年度に補助協議を行ったグループホームの新規整備案件について、令和3年度に繰越しました。	・障害福祉計画に沿った施設整備を行う必要があります。	福祉部・障害福祉課
117	共同生活援助	○地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うことにより、障害のある人の自立生活を支援します。	実利用人数	-	382人	地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行うことにより、障害のある人の自立生活を支援しました。	利用ニーズに対応するためのグループホームの確保、設置推進、空き状況等の情報集中化等の課題があります。	福祉部・障害福祉課
118	グループホーム開設助成	○市内にグループホームを開設しようとする事業者に対し、利用定員ごとに定めた補助基本額(備品購入費、改修工事費などを含む)を助成することにより、グループホームの設置を促し、障害のある人の地域移行の促進を図ります。	開設助成による増加床数	17床	11床	・既存建物の活用による開設事業費補助の交付を行い、2施設に対し11床分の補助金を交付しました。 ・重度の障害のある人など様々な入居者に対応できるグループホームの開設を促進するため、補助制度の見直しを行いました。	・開設事業費を補助することにより、グループホームの整備が促進されました。	福祉部・障害福祉課
119	重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業	○重度の障害のため、意思疎通に支援が必要な人が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通に熟達した人を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えます。	延利用人数	-	-	重度の障害のため、意思疎通に支援が必要な人が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通に熟達した人を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えました。	コミュニケーション支援を通じて、医療を適切に受けることができるよう、支援しました。 重度訪問介護(障害支援区分6)でも入院中のヘルパー利用が可能になったため、利用者が減少しています。	福祉部・障害福祉課
120	奉仕員養成研修事業	○障害のある人の社会参加・日常生活支援を目的としたボランティア団体などの支援者を養成し、障害のある人の福祉の向上を図ります。 ・手話・点字・要約筆記・音訳などのボランティア養成講習会の実施、及びボランティア団体の活動支援	受講者数/年	90人	47人	奉仕員養成講習会では、基礎講習ととき対応していただける技術・知識を身に付ける機会となりました。また、講習会を修了した受講者には地域のボランティア団体を紹介し、今後の活動へのきっかけづくりをしました。手話通訳奉仕員講習会においては、一時保育を実施し、子育て世代の参加を図りました。また、短期手話講習会を実施し、手話に親しみ、気軽に参加しやすい機会を作りました。	障害のある人の社会参加、日常生活を地域で支援する技術がある人の養成は、必要性が高いため、一時保育の導入により、子育て世代の参加、短期手話講習会への参加があったように、受講しやすい講習会の実施方法について引き続き検討していく必要があります。	福祉部・障害福祉課
121	手話通訳・要約筆記奉仕員派遣	○聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、手話技術などを修得した手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人などの家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行います。 ・事前登録した聴覚障害のある人などからの申し込みにより手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣します。 ○緊急時の支援をするため、手話技術などを修得した通訳者を消防局との連携により、医療機関に派遣し、医師などとの意思疎通を円滑に行います。 ・緊急時派遣は、事前に登録した人が消防局に救急車依頼をした場合、病院に通訳者を派遣します。	①派遣奉仕員登録数 ②派遣延回数(緊急時派遣含む)	①45人 ②480回	①41人 ②399回	手話通訳者・要約筆記者を派遣することで聴覚障害のある人の社会参加、自立支援を促進しました。また、市長動画メッセージに手話通訳を挿入するなど手話言語アクションプランに基づき、手話を身近に感じる取り組みを行いました。 緊急時通訳者派遣事業では、消防局と連携し、4件の派遣を行いました。	手話通訳者、要約筆記者を派遣することで聴覚障害のある人の社会参加、自立を促進しました。また、他課や企業からの派遣依頼もあり、専門性の高い通訳が求められることへの対応が必要です。 緊急時通訳者派遣では、今後でも対応できる通訳者の養成が必要です。 通訳者の高齢化や派遣依頼数に対して登録者数が横ばいである状態が課題であり、養成は急務です。	福祉部・障害福祉課
122	手話通訳	○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。 ・福祉センター事業全般における通訳、生活などの総合相談の通訳・相談。 ○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。	手話通訳・相談回数	500回	476回	聴覚障害のある人のための手話通訳、生活相談を行い、他機関につなげるなど対応しました。	障害特性に応じた情報発信や提供が必要であり、特にコロナ禍での問い合わせや相談対応が課題です。 郵送で手続きをする場合、書き方等について気軽に尋ねることもハードルがあるため、遠隔での手話対応などを検討する必要があります。	福祉部・障害福祉課
123	「障害者福祉の手引き」の発行	○障害のある人が利用できる各種制度と相談窓口や社会資源についてまとめた冊子を発行します。内容を充実させるとともに、情報に変更があれば迅速に反映し、わかりやすく伝えます。 ・障害のある人が利用できる各種制度とその相談窓口をわかりやすく案内し、その他活用可能な社会資源を紹介する冊子。障害のある人が気軽に手に取ることができ、なおかつ新しい情報を迅速に反映することをめざします。	-	-	-	わかりやすい「障害者福祉の手引き」の作成に取り組みしました。	令和2年度版「障害者福祉の手引き」を発行しました。	福祉部・障害福祉課
124	身体障害者手帳	○身体に障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、身体障害者手帳を交付します。また、診断書料を支給することにより、申請者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります(市民税非課税世帯に限り)。)	身体障害者手帳所持者数	-	13,427人	手帳の交付を行いました。また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、医療費や補装具、日常生活用具費等の必要となる費用の軽減などの支援が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
125	精神障害者保健福祉手帳	○精神障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付します。	精神障害者保健福祉手帳交付件数	-	4,208人	手帳の交付を行いました。また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、必要な支援が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課
126	療育手帳の受付	○療育手帳の申請を受け付け、大阪府に進達し、手帳の交付などを行います。	療育手帳所持者数	-	3,480人	手帳申請を受け付け、交付などを行いました。また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	障害のある人が手帳を取得することにより、障害福祉サービスをはじめ、交通費等の割引他必要となる費用の軽減などの支援が受けられ、福祉の増進に寄与しました。	福祉部・障害福祉課
127	高額障害福祉サービス	○同一世帯に障害福祉サービス利用者が複数いる場合などに、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により世帯における利用者負担を世帯の負担月額負担上限額まで軽減を図ります。	実利用人数	-	56人	利用者負担を基準額まで軽減を図ることにより、福祉の増進を図りました。	広報誌、ホームページ等で引き続き制度の周知を図る必要があります。	福祉部・障害福祉課
128	福祉手当	○重度の障害のある人を経済的に支援するため、特別児童扶養手当などの支給に関する法律などに基づき、重度の在宅の障害のある人に支給します。	①特別障害者手当受給者数 ②障害児福祉手当受給者数 ③経過福祉手当受給者数 ④特別児童扶養手当受給者数	-	①513人 ②200人 ③15人 ④675人	各手当を適切に支給しました。また、障害者福祉の手引き、広報、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	手当を給付することにより、就労が困難な障害のある人やその保護者にとって、生活安定の一助となりました。	福祉部・障害福祉課
129	外国人障害福祉金	○障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給し、福祉の増進を図ります。 ・国民年金制度の改正が行われた昭和57年(1982年)1月1日以前に20歳に達していた外国人で障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給します。	受給者数	-	1人	手当を適切に支給しました。	在日の外国人で障害のある人の経済的な保障に貢献しました。	福祉部・障害福祉課
130	特定障害者特別給付費	○指定障害者支援施設など、また共同生活住居における食事の提供に要した費用、居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給します。 ・低所得者にかかる施設などにおける食費や居住に要する費用について特定障害者特別給付費を支給し、利用者の負担を軽減します。	①給付件数(入所) ②給付件数(グループホーム)	-	①207件 ②369件	①低所得者に係る施設等における食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)について特定障害者特別給付費を支給し、負担軽減を行いました。 ②障害のある人について生活困窮者が多数いるという現状からグループホームの家賃補助を行うことにより、入所施設、精神科病院等からの地域移行及び地域定着について経済的支援を進めました。	入所施設については、平成27年度の報酬改定により基準額の見直しが行われましたが、今後の動向についても注視が必要です。	福祉部・障害福祉課
131	在宅重度障害者介護料支給事業	○在宅の重度障害のある人にかかる介護料を支給することによって在宅生活の維持を図ります。 ・生活保護の適用を受けている重度障害のある人が在宅で他人の介護を要する場合に月額13,000円を支給します。	対象世帯	-	3世帯	地区担当員が定期的に家庭訪問を行い、在宅生活が維持されているか生活状況を把握し、介護料を支給しました。	在宅重度障害者にかかる介護料を支給することによって施設生活に移行することなく、住み慣れた地域で在宅生活の維持を図りました。 対象者が65歳に到達した際には介護保険制度と障害福祉サービスの併用および本事業を活用し、在宅生活の維持のために生活状況を把握し、関係機関と連携する必要があります。	福祉部・福祉事務所
132	介護給付費等支給審査会	○障害支援区分の審査判定業務を行うとともに、意見を聞き、支給要否を決定します。 ・委員数は25名以内。 5合議体。	①審査会開催回数 ②審査判定件数	-	①48回 ②1,104件	障害支援区分の審査判定業務を行うとともに、介護給付費等の支給について意見を聞き、支給要否を決定しました。	5合議体で審査判定を行っており、合議体によって審査基準に違いがないよう、統一を図ることが課題です。	福祉部・障害福祉課
133	介護保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	-	1,517人	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図りました。	保険料水準の上昇に伴う低所得者対策強化や増大する介護費用の公平負担といった観点からの対策が必要です。	健康医療部・保険資格課
134	国民年金事業	○すべての国民を対象に老齢、障害または死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とします。 ・国民年金対象者の加入・喪失に係る手続き ・年金請求の受付のほか、年金相談業務を行います。	①相談件数 ②請求者件数	-	①17,666件 ②599件	国民年金法および政令等の定めに基づき、法定受託事務を適正に執行し、国民年金制度の目的を達成するために必要な役割を果たしました。	年金事務所との迅速で密な連絡調整が必要です。	健康医療部・保険資格課
135	国民健康保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	-	2,792人	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図りました。	国保広域化に伴い、府内統一基準によって減免が行われるため、制度見直しや条例改正を行う必要があります。	健康医療部・保険資格課
136	事業所指定	○障害福祉サービスの提供を行う事業所などの指定(更新を含む)を行います。	事業所数	-	598か所	事業所の指定を適切に行うことにより、事業所の適正な運営を図りました。	指定にあたっては、建築基準法や消防法等の他法令も守られていることが求められます。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
137	事業所指導・監査	○指定障害福祉サービス事業所などの指導・監査を通じて、サービス提供の質を確保していきます。	実地指導実施事業所数	120事業所	44事業所	・障害福祉サービス事業者や障害児支援事業者等に対し、障害福祉サービス制度の理解や不正防止等を目的として、集団指導や事業者連絡会で留意事項を周知しました。 ・実地指導を通じて、サービス提供体制の安定確保を図りました。 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発令等に伴い、実地指導を中止していた時期があったため、目標値を大きく下回る達成状況となりました。	・実地指導や監査には幅広い分野の知識が求められることから、担当職員の知識及び技能の向上が必要です。 ・指導業務における効率的な実施手法を確立する必要があります。	福祉部・福祉指導監査課

(3)生活環境

基本方針	障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい、という意味が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進め、福祉のまちづくりの普及・促進を図り、計画的な道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備とともに、住宅のバリアフリー化や障害のある人などの住宅確保要配慮者への支援を行います。また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、だれもが利用しやすいホームページ等での情報提供を行っていきます。
令和2年度の特徴的な取組	・今後のバリアフリー化を推進するマスタープランを検討しました。
中分類における課題	・バリアフリー化について新たな取組みの積極的な導入が必要です。 ・「市発信情報バリアフリー化ガイドライン」について、新型コロナウイルス感染症の影響により職員研修等を実施できなかったこともあり、周知が進んでおらず運用が庁内全体に行き渡っていないことが課題です。
今後の取組	・バリアフリー化推進事業としてバリアフリーマスタープランの策定を行います。 ・「市発信情報バリアフリー化ガイドライン」について、研修を行うなどさらなる周知を進めていきます。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
138	バリアフリー化の推進	○高齢者・障害のある人などあらゆる人が社会活動に参加できるよう、公共に関するバリアフリー化の円滑な事業進捗を図るため実施します。 ・市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業についての状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ・だれもが安全で利用しやすい施設設置をするため、事業者の希望により障害のある人のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することを目的とした豊中市独自のチェックシステムの運営を図ります。	バリアフリー推進協議会開催回数	9回	1回	・バリアフリー推進協議会を通じて行政機関、交通事業者、障害者団体の代表者、及び市民の代表者と市のバリアフリーについて情報共有しました。	バリアフリー化について新たな取組みの積極的な導入が必要です。	都市基盤部・基盤整備課
139	住居地区バリアフリー整備	○市全域のバリアフリー化を図るため、住居地区の生活道路のバリアフリー整備を進め、だれもが安全で便利に移動できるようにします。 ・生活道路などのバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。 ・5～6小学校区単位で地区を設定し、平成32年度(2020年度)までに市全域の事業を完了する予定です。	整備地区数	8地区	1地区 (累計8地区)	・「大池・壘池・桜井谷・刀根山・桜井谷東小学校区バリアフリー整備事業計画」に基づき工事を実施しました。 ・今後のバリアフリー化を推進するマスタープランを検討しました。	バリアフリー化について新たな取組みの積極的な導入が必要です。	都市基盤部・基盤整備課
140	歩道改良整備	○歩道の「狭い」、「勾配がきつい」、「段差・凹凸がある」などの問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成します。 ・『歩道改良実施計画(改訂版)』に基づき、市内の主要な道路において計画的、効果的に歩道改良整備を実施します。	整備延長	11,765メートル	320メートル	以下に示す路線の歩道を改良し、安全で快適な歩行空間を形成しました。 ・曽根箕面線(2-1工区)	事業予算が少なく、国の交付額も要望よりも少なかったため、計画通りの整備が難しいです。	都市基盤部・基盤整備課
141	公園安全安心対策事業	○既に整備された都市公園などの総合的な機能保全・向上を目的とした、子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全で安心して利用できる既設都市公園などの整備を推進します。 ・既存の都市公園などにおける都市公園移動等円滑化基準への適合整備(バリアフリー化)と、老朽化した公園施設の改築・更新を実施します。	公園のバリアフリー化件数	5か年で25箇所	9公園	都市公園における移動円滑化基準への適合工事(バリアフリー化)と施設の改築・更新工事を実施しました。この結果、9箇所の公園において、バリアフリー化整備がなされました。	バリアフリー化整備は、予算額が要望よりも少なかったため、計画通りの整備が難しい状況でした。	環境部・推進公園みど

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
142	ノンステップバス導入の推進	○だれもが安全で便利に移動できる、ノンステップバスの導入を促進し、バス移動の利便性向上や利用促進を図ります。	導入率	-	64.4%	バス事業者との協議により、市内を走行するバス車両のうち、新たに購入する車両をノンステップバスとし、利便性向上および利用促進を図りました。	「移動円滑化の促進に関する基本方針」が示す導入率の努力目標「令和7年度末までに80%」に向けて、バス事業者との取組みが必要です。	都市基盤部・交通
143	介護保険住宅改修費支給	○介護が必要な状態になったときに、自宅で自立した生活ができるよう住宅環境を整えます。 ・介護認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、事前申請によって利用額(限度額20万円)の9割、8割または7割を支給します。	①介護予防住宅改修費 ②居宅介護住宅改修費	-	①52,178千円 ②63,556千円	介護保険被保険者の要介護状態又は要支援状態に關し必要な保険給付を行いました。	個々の被保険者の状態に応じ、必要な改修に対して支給するため、申請内容等が多様で複雑であり、受付及びその審査に伴う負担が大きいです。	健康医療部・保険給付課
144	住宅改造助成	○身体障害のある人の自立と福祉の増進を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進し、生活の利便性を図ります。 ・便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室などの改造に要する経費の助成を行います。	助成件数	24件	5件	申請の受付を行いました。 また、障害者福祉の手引き、市ホームページ等を通じ、制度周知を行いました。	障害のある人が生活しやすい住宅になり、障害のある人自身の自立や家族の介護負担軽減、生活の利便性向上に貢献しました。	福祉部・障害福祉課
145	市営住宅施設管理	○安心・安全な居住空間を維持するため、市営住宅施設の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を図ります。	バリアフリー改修(手すりの設置、段差の解消)を行った住戸数	-	3戸	市営住宅の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を図りました。	課題は、築年数が経過している階段室型の住宅が多いことです。市営住宅の躯体にかかる維持修繕については、予算の範囲内で緊急性の高い工事から順次行っている状況です。	都市計画推進部・住宅課
146	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	○障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居を提供します。 ○シルバーハウジング(高齢者向け公営住宅)に居住する障害のある人に対し、生活援助員などによるサービスを提供します。 ・生活援助員をシルバーハウジングに派遣し、安否の確認、生活相談、生活関連情報の提供を行います。 ・緊急の場合、入居者が緊急通報装置のボタンを押せば、生活援助員が受信し、応急の対応や関係機関への連絡などを行います。生活援助員が不在時及び夜間は、警備会社が受信し関係機関へ連絡します(24時間体制)。	世帯数	-	32世帯	在宅支援サービスが整った住居を提供し、障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営む環境を整備しました。	住宅課指定管理者との連絡や調整が必要です。	福祉部・障害福祉課
147	市ホームページを活用した情報提供	○障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとします。 ○障害福祉にかかる情報を一覧化しやすい工夫します。 ○市施設のバリアフリー情報を掲載します。	-	-	-	主要な会議の議事概要について、読み上げソフト等に対応するため、PDFだけでなく、HTML形式でも掲載するとともに環境依存文字を使用しない等の配慮をしました。	障害の有無にかかわらず、より情報を閲覧しやすい市ホームページになるよう配慮ができました。	福祉部・障害福祉課
147	市ホームページを活用した情報提供	○障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとします。 ○障害福祉にかかる情報を一覧化しやすい工夫します。 ○市施設のバリアフリー情報を掲載します。	-	-	-	市ホームページをアクセシビリティに留意して運用しました。	「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、市ホームページだけでなくすべてのウェブコンテンツにおいてアクセシビリティへの一層の配慮が求められます。	都市経営部・広報戦略課
148	点字・声の広報等発行事業	○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい方法により、行政情報・地域生活をするうえで必要な情報を定期的に発行します。 ・「点字広報」、「声の広報」の作成 ・点字・声(音訳)の図書の作成 ・点字・声の図書の選定 ・その他、行政情報・生活情報の点訳・音訳化	①点字・声の広報発行数 ②点字・声の図書発行数	①120部 ②55タイトル	①85部 ②55タイトル	点字・声(音声)の広報及び図書の発行は、視覚障害のある人の自立支援・社会参加のための情報保障として必要不可欠なものであり、利用者に活用されました。	図書館と連携することで、作成した点訳本、声の図書などが、多くの人に提供、活用されました。	福祉部・障害福祉課
149	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの運用	○平成29年(2017年)に策定した「市発信情報バリアフリー化ガイドライン」について、庁内に周知するとともに運用を図ります。	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの策定	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの策定	-	・各部局の施策実施における障害のある人への配慮の推進について、周知しました。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、職員研修等を実施できませんでした。 ・周知が進んでおらず、運用が庁内全体に行き渡っていないことが課題です。	福祉部・障害福祉課

(4)地域福祉の充実・生活安全対策

基本方針	障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関等の環境整備を進めます。
令和2年度の特徴的な取組	・認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールについて、全市一斉模擬訓練を行う代わりに紹介動画を作成し、11月11日の「介護の日」にてよなかチャンネルにて動画を公開しました。また、認知症サポーター養成講座時にも動画を流し、周知啓発を行いました。
中分類における課題	・安否確認ホットラインについて、より迅速・効果的に安否確認を実施することができるように地域包括支援センターや民生・児童委員などへの周知を一層図る必要があります。
今後の取組	・庁内外の関係機関と適切に連携し、一人でも多くの命を救えるよう安否確認を実施します。また、ICT等を活用した見守り活動について検討していきます。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
150	地域福祉ネットワーク会議	○要援護者の早期発見から支援につなげるライフセーフティネットの構築を図ることを目的とします。 ○7つの生活圏ごとに開催している地域福祉ネットワーク会議は、地域住民や事業者、行政が参加しコミュニティソーシャルワーカーがキャッチした新たな地域課題の共有や検討を行うことで地域ぐるみで課題意識を高めています。 ○また、福祉なんでも相談窓口のバックアップやライフセーフティネット総合調整会議に情報提供を行うなど地域福祉を推進する中核的役割を担っています。	参加者数	1,120人	503人	民生委員、校区福祉委員と高齢・こども・障害の各分野の事業者がオンラインでの会議を実施し、情報交換を行いました。	各圏域のコロナ禍の取組みや課題を共有することができました。引き続き、地域のことについて地域で考える意識の醸成が課題です。	福祉部・地域共生課
151	福祉なんでも相談	○小学校区単位に地域の身近な相談窓口として設置し、市の研修を修了した校区福祉委員や民生・児童委員が相談員として対応しています。窓口で解決が難しい相談はコミュニティソーシャルワーカーと一緒に相談に応じています。	設置箇所数	38か所	37か所	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各施設での相談を中止しましたが、豊中市社会福祉協議会へ連絡してもらうことで、相談の解決を図りました。	・未設置校区において活動拠点を設置する必要があります。 ・相談窓口活性化に向けた手法の検討が必要です。 ・コロナ禍における相談方法の創意工夫が必要です。	福祉部・生課・地域共
152	安否確認ホットライン連絡窓口	○孤独死や孤立死の防止に向けてセーフティネットの充実をめざし、情報の適切な把握や事例の早期発見・早期援助、二次被害などを未然に防止することを目的とします。 ○地域住民や団体から、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの安否確認を要する連絡が入った際に、庁内横断的な対応により安否確認を行います。	通報件数	—	—	庁内の関係課や豊中市社会福祉協議会、民生委員等と連携し、75件の安否確認を実施しました。	対応に時間を要する業務時間外や休日ではなく、業務時間中や平日に通報してもらえるように地域包括支援センター職員等に周知が必要です。	福祉部・生課
153	認知症高齢者・障害者徘徊SOSメール	○徘徊の危険性のある人を早期に発見し、安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえる人を名簿に登録し、徘徊者の検索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	障害福祉課情報発信件数	—	2件	障害福祉課から2件情報発信をし、無事発見に至りました。	本事業に協力してもらった登録員を増やすことや、制度のさらなる周知が必要です。	福祉部・障害
153	認知症高齢者・障害者徘徊SOSメール	○徘徊の危険性のある人を早期に発見し、安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえる人を名簿に登録し、徘徊者の検索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	協力者数	1,600人	3,216人	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止するため、全市一斉模擬訓練を行う代わりに、認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールを紹介する動画を作成しました。令和2年11月11日の「介護の日」に、とよなかチャンネルにて動画を公開し周知啓発に取り組みました。また、関連のある認知症サポーター養成講座時にも動画を流し、周知啓発を行いました。	令和3年2月1日時点で動画再生回数は約600回。動画について関係団体にアンケートを行い、おおむね好評でした。コロナ禍においては、模擬訓練での周知は難しいと考えられることから、今後、同メールの登録者数を増やすための周知方法が課題です。	福祉部・地域共生課
154	緊急通報システム事業	○緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害のある人の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を促進します。	設置台数	—	22件	事業の普及に取り組みました。	緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を促進しました。	福祉部・障害福
155	ひと声ふれあい収集事業	○高齢者及び障害のある人の在宅生活を支援するため、ごみ集積場所まで持ち出せない世帯の戸別収集を行い、合わせてひと声をかけることで安否の確認も行います。	ひと声ふれあい収集実績件数	—	433世帯	都度、効率的な収集ルートを作成しました。	利用者増加による体制のあり方等について検討が必要です。	環境部・環こ課・事業家
156	安全なまちづくりの推進	○地域の安全は地域で守るという意識を醸成し、市民が安心・安全に暮らせることができる社会を実現するための活動支援を行います。	青色回転灯パトローカー活動団体数	11団体	9団体	「安心、安全なまち豊中」をめざし、市、警察、事業者、市民及び地域ボランティアなどの関係機関・団体が連携を強化し、定期的に情報交換を行うことで、地域にねざした積極的かつ総合的な防犯活動が継続実施できました。環境部による青色回転灯パトローカーの見守り活動を引き続き実施し、行政と地域の共同による見守り体制の強化ができました。	地域における青色回転灯パトローカーの活動実施者の高齢化	危機管理課
157	防犯協議会の支援	○犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市民の防犯意識の高揚、防犯施策の研究・実施を行うなど、民間防犯の発展に貢献している団体の事業実施を推進し、支援することを目的とします。	防犯委員数	—	2,342名	防犯協議会への補助を継続的に実施し、市・警察、地域住民が一体となって、地道な見守り活動や周知活動を継続的に行うことで、地域防犯活動への参加者の拡充や活動の多様化が進むなど一定の成果が得られました。	地域の防犯活動実施者の高齢化	危機管理課
158	危機管理対応の充実	○あらゆる危機事態に備え、統一的な組織体制のあり方、全庁的な対応方針の基本ルールなど、市における危機管理の基本的な枠組みを示し、危機管理対策にかかる総合的な推進を図ることを目的とします。	危機管理対策推進会議開催	1回	0回	・災害時における組織対応力のさらなる向上を図るため調整を進めました。	災害対応力の強化に向けた取組みが着実に進んでいます。	危機管理課
159	水害対策の充実	○災害情報や避難勧告の伝達体制の検討、浸水ハザードマップの周知など避難勧告が行われた場合、市民が迅速かつ適切な避難が行えるよう体制を整えます。	風水害対策に関する出前講座の数	5回	15回	コロナ禍において、台風や局地的集中豪雨に備え、出前講座、防災アドバイザーの派遣、浸水ハザードマップなどにより水害に関する啓発活動を実施しました。また、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの周知、緊急速報メールの送信や防災サイレンの吹鳴試験を実施し、情報伝達手段の周知を図るとともに、緊急時に迅速に対応できるよう情報伝達体制や手順の再確認を行いました。上下水道局とともに、浸水ハザードマップの更新を行いました。	全庁的な風水害対応の整理	危機管理課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
160	防災訓練	〇広域訓練や全庁的・部局ごとの各種訓練・研修を継続的に行い、地域防災計画に基づき災害対応業務の習熟や連携体制の強化を図り、各種災害や危機事象に対する全庁的な対応能力の向上をめざします。	各種庁内訓練・研修の企画・実施	10回	3回	・避難所での新型コロナウイルス感染症対策として豊能地区3市2町合同防災訓練を実施しました。 ・新規採用職員及びび課長を対象とした研修(動画配信)を実施しました。	各部署における災害対応業務分担に応じた訓練の実施が必要です。	危機管理課
161	自主防災活動の充実・強化	〇防災に関する講座やセミナー、パネル展示、広報誌などの啓発事業を通じて市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高め災害時における被害を軽減するための活動の推進、支援を行います。 〇自主防災組織の育成に努め、地域の災害対応力の充実・強化を支援します。また、地域の自主防災リーダーなどの人材育成のため、「防災まちづくり講座」を実施するほか、自主防災活動の環境整備を行います。	自主防災組織の組織率	80%	71%	校区内の諸団体連携による防災体制が構築され、訓練や各種イベントでの啓発活動により、防災意識の向上が図られました。また、1校区で校区単位の自主防災組織が結成されました。	・セミナーや訓練参加者の固定 ・防災活動内容のマンネリ化	危機管理課
162	備蓄物資整備・管理事業	〇災害発生時に、市内内の被災者を対象に食料や救援物資などを迅速に支給するため、計画的に備蓄を行います。 〇また救援物資を保管する備蓄倉庫は、熊野田公園内にある中央防災倉庫を除いて小学校の余裕教室を利用していますが、児童の増加や耐震化による建て替え、補強工事などにより、配置場所の変更が必要となることから、備蓄物の点検、廃棄を含めた備蓄倉庫の配置計画を作成し、計画的に食料や生活必需品などの備蓄を行います。	-	-	-	・災害時において拠点避難所となる小学校をベースとする観点から、関係部局と調整の上、備蓄計画の見直しを進めました。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、避難所でのマスクや消毒液等を備蓄しました。	備蓄物資の保管スペースの確保	危機管理課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	〇防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 〇また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	登録者数	-	-	各校区において避難支援等関係者が実施する図上訓練及び実地訓練に参加し、避難支援体制の構築を支援しました。避難行動要支援者名簿管理システムの安定稼働のため、保守事業者と連携しながら運用に則した軽微な修正を行いました。	・避難支援関係者に対する事業の周知 ・避難支援体制の構築支援 ・システム操作の習熟	危機管理課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	〇防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 〇また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、避難行動要支援者名簿の差替えについて、会場での一斉実施ではなく、民生・児童委員や校区福祉委員等の避難支援等関係者の自宅を福祉部や危機管理課の職員が個別に訪問し、2回実施しました。	避難行動要支援者の最新の情報が掲載された名簿をもとに、地域で図上訓練等が行われました。民生・児童委員や校区福祉委員等の避難支援等関係者に避難行動要支援者への取組内容を周知し、理解を共有することが必要です。	福祉部・地域共生課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	〇防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 〇また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	-	-	-	「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行いました。	未回答のままの対象者が多数いるため、再度の意思確認と今後の対応について検討が必要です。	福祉部・障害福祉課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	〇防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 〇また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	-	-	48.1% / 回答率	災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者3,858名に対し、個人情報の外部提供に関する意思確認を実施し、1,873名に回答を得て、同意者のみを掲載した避難行動要支援者名簿を地域に提供することができました。	近年、災害が多く発生していることから、対象要件に該当しない自力避難が困難な避難行動要支援者へさらなる制度周知を行い、当該事業にむすび付ける事が必要です。	福祉部・長寿安心課
164	避難所の開設・運営	〇災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 〇援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	1回	・自主防災組織に対して、避難所運営ガイドラインの周知を図るとともに、地域が主体となった避難所開設・運営ができる体制の構築を支援しました。また、避難所関連の訓練とワークショップの実施に関して支援を行いました。 ・「避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針」を策定しました。 ・避難所開設要員による避難所開設訓練を実施しました。	・避難所開設要員のスキルアップ ・地域における避難所開設・運営に関する取組み格差 ・初期期における避難所体制及び対応の整理	危機管理課
164	避難所の開設・運営	〇災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 〇援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	-	地域で行う避難訓練に参加し、災害発生時に障害のある人と支援者が円滑に避難できるよう体制の確立に取り組みました。	発災時の要援護者の避難における行動の流れと問題点を具体的に想定することが必要です。	福祉部・障害福祉課
164	避難所の開設・運営	〇災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 〇援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	0回	福祉避難所として指定している施設での開設訓練等は実施できませんでした。発災時に「介護予防センター」をはじめとする福祉避難所にて、要配慮者の円滑な受け入れができるよう、保護する対象やスクリーニングの方法などについて、関係各課と検討しました。	災害を想定した福祉避難所での訓練の実施や、大規模災害時に被災者を受け入れる福祉避難所の確保などが課題です。	福祉部・長寿安心課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
164	避難所の開設・運営	○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者(家族など)を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	-	豊中市介護保険事業者連絡会との災害時における協力協定を締結しました。また、今後の取組みを進める体制について検討しました。	発災時の要援護者の避難における行動の流れと問題点を具体的に想定し、取組みを進める必要があります。	福祉部・長寿社会政策課
165	消防一声訪問(警防課)	○地域に密着した消防業務として、災害時要支援者を対象に、定期的に一声訪問を実施し、災害時における迅速な避難と救出体制の強化を図ります。	実施率	100%	100%	一声訪問の対象となる方のお宅を訪問し、避難方法等の把握や日常の防火指導を実施し、災害時要支援者対策の強化を図りました。併せて、住宅用火災警報器や消火器に関する悪質訪問販売への注意喚起を行いました。また、訪問方法としては、新型コロナウイルス感染防止対策として、インターホン越し等対面を避ける方法で実施しました。	一声訪問実施時に避難方法等の把握や日常の防火指導により、災害時要支援者対策の強化が図られ、また、併せて、住宅用火災警報器や消火器に関する悪質訪問販売への注意喚起を図ることができました。また、コロナ禍においては、より一層、感染防止に配慮した訪問を実施しなければなりません。	消防局・警防課

計画の推進体制と進行管理

令和2年度の特徴的な取組	『第6期豊中市障害福祉計画・第2期豊中市障害児福祉計画』を策定しました。あわせて「豊中市障害者グループホーム整備方針」を見直し、「第2期豊中市障害者グループホーム整備方針」を定めました。「豊中市手話言語アクションプラン」に基づく取組みを行いました。
中分類における課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、豊中市障害者施策推進協議会や事業者連絡会等の開催が予定通りにできなかったことから、各種会議の開催方法について検討が必要です。
今後の取組	コロナ禍においても効果的・効率的に議論が進められるよう、会議の開催方法について検討します。

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
166	障害者長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。	計画策定に向けた市民意識調査で「ライフスタイルに応じた生活ができる」を選択した障害のある人の割合	55%	-	・第6期障害福祉計画を策定しました。また、あわせて障害者グループホーム整備方針を見直し、第2期障害者グループホーム整備方針を定めました。 ・第五次障害者長期計画について、令和元年度の実績及びその事業の課題についてとりまとめ、実施状況報告書を作成しました。 ・豊中市手話言語アクションプランに基づく取組みを行いました。	・計画の進行、達成状況についてわかりやすく市民に周知する必要があります。	福祉部・障害福祉課
166	障害者長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。	計画策定に向けた市民意識調査で「ライフスタイルに応じた生活ができる」を選択した障害のある人の割合	55%	72%	・第2期障害児福祉計画を策定しました。	・医療的ケアアンケート調査の結果を第2期障害児福祉計画へ反映しました。	こども未来部・こども相談課
167	障害者施策推進協議会	○豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、市民や関係機関・団体の代表など各委員との相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を調査審議し、障害者福祉の向上を図ります。	開催回数	-	2回	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、必要事項を調査審議しました。	豊中市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、関係行政機関相互の連絡調整を図ることができましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた回数協議会を開催することができませんでした。	福祉部・障害福祉課

No.	事業名	事業の目的及び内容	指標	令和5年度 (計画 最終年度)	令和2年度			令和2年度 担当課
				数値目標	達成状況	取組み内容	評価・課題	
168	障害者福祉施設整備補助事業者候補選定部会	○豊中市障害者長期計画及び豊中市障害福祉計画に基づき整備する障害者福祉施設について、公募による公正公平な事業者候補を選定する機関として設置するものであり、事業者候補の募集要領、事業者候補の選定に係る審査項目及び審査基準、事業者候補の審査及び選定等について審議します。	開催回数	1	3回	・生活介護事業所の新規整備について、選定部会を3回開催し、審査を行い選定しました。	・募集要項等について、適宜状況に応じ見直しが必要です。	福祉部・障害福祉課
169	障害福祉センター検討部会	○障害福祉センターひまわりの事業内容の充実と円滑な運営を実施するため、必要な事項を協議します。	開催回数	3回	1回	障害者団体の代表である委員に対し、前年度の実施事業の事業内容と参加者実績などの報告を行いました。コロナ禍での事業実施についての報告などを行いました。	ひまわりの事業について協議しました。体育室の天井・空調の改修工事について協議予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で工事が中止となりました。	福祉部・障害福祉課
170	市職員対応要領検討部会	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」の内容について審議します。	開催回数	1	-	令和2年度において、市職員対応要領検討部会は実施しませんでした。	市職員に対しては、新規採用職員や係長級昇格前の対象者や人権研修を通じて周知していますが、全庁的に啓発・周知していく仕組みが課題です。	福祉部・障害福祉課
171	障害者施策推進連絡会議	○障害者長期計画に関し豊中市における連絡調整を図り、同計画を統合的かつ効果的に実施する庁内体制を整えます。 ・健康福祉部長を委員長とし、事業に関わる部長を委員とする連絡会議と、関係課長から成る幹事会等にて、連絡調整を図ります。	開催回数	1	1回	障害者長期計画にかかる令和元年度の実施状況について書面会議を行いました。	豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、庁内での連絡調整を図ることができました。	福祉部・障害福祉課
172	障害者自立支援協議会	○障害のある人の地域生活に係る機関などが、定期的な協議と相互連携により、地域における相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。 ・地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議検討を行うための会議として、障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。	本体会議開催回数	4回	4回	地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議検討を行うための会議として、障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムを整備し、障害のある人の福祉の向上を図りました。	課題抽出から議論まで、スピーディーな対応が課題です。	福祉部・障害福祉課
173	事業所連絡会設置／運営	○事業所間の連携や情報交換などを行うネットワークづくりを目的とし、研修やグループワークを行います。	①障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会実施回数 ②障害児者日中活動事業者連絡会実施回数 ③障害者グループホーム事業者連絡会実施回数 ④相談支援ネットワークえん実施回数	①3回 ②3回 ③6回 ④12回	①4回 ②3回 ③7回 ④3回	新型コロナウイルス感染症の影響で、予定通りの開催ができませんでした。	コロナ禍での開催について、検討が必要です。	福祉部・障害福祉課

資料

障害福祉計画における見込量と利用実績の比較

第5期福祉計画における障害福祉サービスの見込量と利用実績の比較（月平均）

サービス		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
居宅介護	見込量	32,435時間	33,559時間	34,695時間	
	実績	30,852時間	31,741時間	33,727時間	
重度訪問介護	見込量	19,698時間	20,316時間	21,009時間	
	実績	21,050時間	21,020時間	21,288時間	
行動援護	見込量	935時間	1,091時間	1,239時間	
	実績	750時間	830時間	966時間	
同行援護	見込量	4,489時間	4,672時間	4,889時間	
	実績	4,108時間	3,945時間	3,196時間	
短期入所	見込量	2,286人日	2,674人日	3,093人日	
	実績	2,118人日	2,237人日	2,087人日	
日中活動系サービス	生活介護	見込量	20,059人日	20,690人日	21,331人日
		実績	19,283人日	19,838人日	19,925人日
	療養介護	見込量	52人	53人	54人
		実績	55人	51人	48人
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	見込量	786人日	899人日	1,033人日
		実績	505人日	523人日	741人日
	就労移行支援	見込量	2,929人日	3,257人日	3,604人日
		実績	2,829人日	2,823人日	2,996人日
	就労継続支援（A型）	見込量	4,440人日	4,440人日	4,440人日
		実績	4,524人日	4,619人日	4,819人日
	就労継続支援（B型）	見込量	6,832人日	7,106人日	7,424人日
		実績	6,800人日	7,471人日	7,879人日
	就労定着支援	見込量	63人	108人	131人
		実績	27人	66人	62人
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	見込量	296人	323人	350人
		実績	329人	344人	363人
	施設入所支援	見込量	232人	232人	231人
		実績	232人	232人	224人
	自立生活援助	見込量	11人	11人	11人
		実績	1人	3人	3人
計画相談支援	見込量	367人	400人	435人	
	実績	394人	413人	430人	
地域移行支援	見込量	4人	4人	4人	
	実績	2人	0人	0人	
地域定着支援	見込量	7人	7人	7人	
	実績	4人	0人	1人	

地域生活支援事業の利用実績（年間）

事業名		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業		実施有	実施有	実施有
自発的活動促進事業		実施有	実施有	実施有
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込量	9か所	9か所
		実績	9か所	8か所
	基幹相談支援センター	見込量	設置	設置
		実績	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	見込量	実施有	実施有
		実績	実施有	実施有
	住宅入居等支援事業	見込量	実施無	実施無
		実績	実施無	実施無
成年後見制度利用支援事業	見込量	2人	2人	
	実績	0人	1人	
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施無	実施無	
	実績	実施無	実施無	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業	見込量	401件	417件
		実績	504件	430件
	要約筆記者派遣事業	見込量	42件	42件
		実績	15件	20件
	手話通訳者設置事業	見込量	1人	1人
		実績	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業	見込量	33人	33人
		実績	28人	44人
日常生活用具等給付事業	介護訓練支援用具	見込量	20件	20件
		実績	26件	25件
	自立生活支援用具	見込量	104件	104件
		実績	83件	85件
	在宅療養等支援用具	見込量	85件	85件
		実績	51件	66件
	情報・意思疎通支援用具	見込量	109件	109件
		実績	87件	84件
	排泄管理支援用具	見込量	8,752件	8,752件
		実績	7,112件	9,003件
	居宅生活動作補助用具	見込量	4件	4件
		実績	6件	1件

事業名		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
移動支援事業 (利用者数)	身体障害者	見込量	234人	243人	252人
		実績	220人	217人	175人
	知的障害者	見込量	538人	564人	590人
		実績	549人	569人	467人
	精神障害者	見込量	196人	212人	229人
		実績	220人	231人	223人
	障害児	見込量	107人	107人	107人
		実績	97人	86人	65人
	合計	見込量	1,075人	1,126人	1,178人
		実績	1,086人	1,103人	930人
移動支援事業 (延利用時間)	身体障害者	見込量	46,584時間	48,363時間	50,142時間
		実績	43,043時間	43,917時間	37,256時間
	知的障害者	見込量	129,015時間	134,274時間	139,443時間
		実績	130,220時間	133,808時間	109,042時間
	精神障害者	見込量	37,802時間	41,509時間	45,509時間
		実績	36,713時間	40,461時間	40,256時間
	障害児	見込量	18,340時間	18,340時間	18,340時間
		実績	15,717時間	15,743時間	11,975時間
	合計	見込量	231,741時間	242,486時間	253,434時間
		実績	225,693時間	233,929時間	198,529時間
地域活動 支援センター事業	基礎的事業・ 機能強化事業 (I型)	見込量	2か所	2か所	2か所
		実績	2か所	2か所	2か所
		見込量	238人	266人	294人
		実績	217人	364人	323人
入浴サー ビス事業	訪問入浴サービス	見込量	1,465人	1,572人	1,679人
		実績	1,238人	1,398人	1,262人
	施設入浴サービス	見込量	384人	795人	795人
		実績	613人	598人	583人
日中一時支援事業		見込量	3,122人	3,122人	3,122人
		実績	2,297人	3,398人	3,083人
障害児(者)地域療育支援事業		見込量	1か所	1か所	1か所
		実績	1か所	1か所	1か所
社会参加 促進事業	各種講座	見込量	4,800人	5,014人	5,228人
		実績	1,442人	3,454人	1,346人

「豊中市手話言語アクションプラン」の達成目標と実績の比較

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	累計
市制作動画への 手話映像の挿入	目標	0本	2本	3本	4本	5本	-
	実績	0本	16本	本	本	本	-
手話通訳を設置 している会議等 の割合(※)	目標	29.5%	29.5%	35%	40%	45%	-
	実績	29.5%	20.9%	%	%	%	-
職員向け手話講 習会受講者数	目標	20人	25人	30人	35人	40人	150人
	実績	8人	23人	人	人	人	人
難聴者向けの手 話講習会の回数	目標	20回	20回	20回	20回	20回	100回
	実績	20回	0回	回	回	回	回
難聴者向けの手 話講習会の参加 者数	目標	12人	14人	16人	18人	20人	80人
	実績	12人	0人	人	人	人	人
手話入門講座の 参加者数	目標	0人	30人	30人	30人	30人	120人
	実績	0人	6人	人	人	人	人
手話通訳奉仕員 養成講習会の修 了者数	目標	43人	43人	43人	45人	45人	219人
	実績	26人	23人	人	人	人	人
手話通訳者養成 スキルアップ講 習会の修了者数	目標	8人	8人	8人	8人	12人	44人
	実績	7人	12人	人	人	人	人

※手話通訳を設置している会議等には事前申込制・希望制も含む。

豊中市第五次障害者長期計画 令和2年度（2020年度）実施状況報告書

令和3年（2021年）10月

編集・発行 豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-3354 FAX 06-6858-1122